令和７年６月定例会

総 務 委 員 会 資 料
（ 企 画 財 政 部 ）

総務委員会資料
令和７年６月２０日
市　民　税　課

秋田市市税条例の一部改正について

1　条例改正の経緯

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和７年３月31日付けで公布されたことなどから、今議会において、秋田市市税条例の一部を改正しようとするもの

2　条例改正の内容

(1) 個人市民税（８年度課税から適用）

特定親族特別控除（大学生年代の子等に関する特別控除）の新設

所得割の納税義務者が、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で扶養親族の要件に該当しないものを有する場合は、一定の所得を超えた場合でも45万円を上限とし、段階的に逓減して控除が受けられるようにする。（P5、6　第27条の2、第29条の2、第29条の3の2、第29条の3の3 令和8年1月1日施行）

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超　95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	６万円
120万円超 123万円以下	３万円

(2) 法人市民税（８年度課税から適用）

法人市民税の減免

管理組合法人および団地管理組合法人について、法人の市民税の減免の対象に加えるとともに、前年度の減免申請が承認された場合は、翌年度以降の申請を不要とする。
（P7　第35条 公布の日から施行）

(3) 固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る特例の申告手続の簡略化

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る特例（工事完了の翌年の年度分について、税額を３分の２）の適用を受けるには、原則として各区分所有者から市長に申告書の提出を要するが、管理者等から必要書類の提出があった場合は、区分所有者から申告書の提出がない場合でも、特例を適用することができることとする。（P8　附則第6条の8の3第14項（新設） 公布の日から施行）

(4) 市たばこ税（８年度課税から適用）

加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法の変更を段階的に実施する。（P8　附則第15条の2（新設）令和8年4月1日施行）

区　分	換算方法
現　行	①＋②の合計 ①加熱式たばこの重量0.4グラムをもって、紙巻たばこの0.5本に換算 ②紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算
令和８年４月１日	③＋④の合計 ③現行の換算方法による本数（①＋②の合計）に0.5を乗じて計算 ④加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻たばこ１本に換算し、これに0.5を乗じて計算
令和８年10月１日	加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻たばこ１本に換算

(5) その他規定の整備

法改正に伴い、項ずれがあったことなどから、規定の整備を行う。

秋田市市税条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
目次　（略） 第１条～第27条　（略） （所得控除） 第27条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項および第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第６項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第27条の３～第29条　（略） （市民税の申告） 第29条の２　第16条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の３の２第１項第３号および第29条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第	目次　（略） 第１条～第27条　（略） （所得控除） 第27条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項および第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第６項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第27条の３～第29条　（略） （市民税の申告） 第29条の２　第16条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）もしくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第27条の６の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および第17条第２項に規定する者

27条の６の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および第17条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２～９　（略）	２～９　（略）
第29条の３　（略）	第29条の３　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第29条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第29条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)および(2)　（略）	(1)および(2)　（略）
(3) 扶養親族又は特定親族の氏名	(3) 扶養親族の氏名
(4)　（略）	(4)　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第29条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該	第29条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)および(2)　（略） (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4)　（略） ２～５　（略） 第29条の４～第34条　（略） （市民税の減免） 第35条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(4)　（略） (5) 管理組合法人および団地管理組合法人 (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） ２　（略） ３　前項の規定にかかわらず、前年度において第１項第５号、第６号又は第７号の規定により減免を受けた者であって、当該年度において引き続き当該減免を受けた事由に変更がないと市長が確認することができるものは、前項の申請書の提出を要しない。 ４　（略） 第35条の２～第145条　（略） 附　則 第１条～第６条の５の３　（略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第６条の５の４　第27条の６の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号もしくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の３第１項、附則第16条第１項、附則第18条第１項、附則第21条第１項、附則第22条第１項、附則第22条の２第１項又は附則第23条第１項の規定の適用を受けるときは、第27条の６第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第６条の５の５～第６条の８　（略） （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第６条の８の２　（略） ２～14　（略） 15　法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 16　法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	(1)および(2)　（略） (3) 扶養親族の氏名 (4)　（略） ２～５　（略） 第29条の４～第34条　（略） （市民税の減免） 第35条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(4)　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） ２　（略） ３　前項の規定にかかわらず、前年度において第１項第５号又は第６号の規定により減免を受けた者であって、当該年度において引き続き当該減免を受けた事由に変更がないと市長が確認することができるものは、前項の申請書の提出を要しない。 ４　（略） 第35条の２～第145条　（略） 附　則 第１条～第６条の５の３　（略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第６条の５の４　第27条の６の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号もしくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の２第１項、附則第16条第１項、附則第18条第１項、附則第21条第１項、附則第22条第１項、附則第22条の２第１項又は附則第23条第１項の規定の適用を受けるときは、第27条の６第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第６条の５の５～第６条の８　（略） （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第６条の８の２　（略） ２～14　（略） 15　法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 16　法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。

17　法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 18　法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 19および20　（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第６条の８の３　（略） ２～13　（略） 14　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。 15　（略） 16　（略） 第６条の９～第15条　（略） （加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 第15条の２　令和８年４月１日以後に第79条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第79条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第81条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第79条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が	17　法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。 18　法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 19および20　（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第６条の８の３　（略） ２～13　（略） 14　（略） 15　（略） 第６条の９～第15条　（略）

0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 ２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第80条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第80条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	
（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第15条の３　（略） ２　（略） ３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第27条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の３第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第27条の５から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第６条の５第１項、附則第６条の５の２第１項および附則第６条の５の３第１項の規定の適用については、第27条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の３第１項の規定による市民税の所得割の	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第15条の２　（略） ２　（略） ３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第27条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の２第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (2) 第27条の５から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第６条の５第１項、附則第６条の５の２第１項および附則第６条の５の３第１項の規定の適用については、第27条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の２第１項の規定による市民税の所得割の

額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第６条の５第１項、附則第６条の５の２第１項および附則第６条の５の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第15条の３第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第６条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第15条の３第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) 附則第６条の５の５および附則第６条の５の８の規定の適用については、附則第６条の５の５第１項および附則第６条の５の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第15条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。 以下　（略）	額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第６条の５第１項、附則第６条の５の２第１項および附則第６条の５の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および附則第15条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第15条の２第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 附則第６条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第15条の２第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (5) 附則第６条の５の５および附則第６条の５の８の規定の適用については、附則第６条の５の５第１項および附則第６条の５の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第15条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。 以下　（略）

資料1

第15次秋田市総合計画の策定概要

- 現総合計画の終期が令和8年3月末であることから、①次期総合計画の策定、②秋田市人口ビジョンの改訂を行うものである。
- 6月から7月は、有識者による懇話会や、新たに開催する次代を担う若者によるワークショップなどを通じ、これからのまちのあり方などに対する思いを引き出し、次期総合計画に反映する。

1　現総合計画の体系

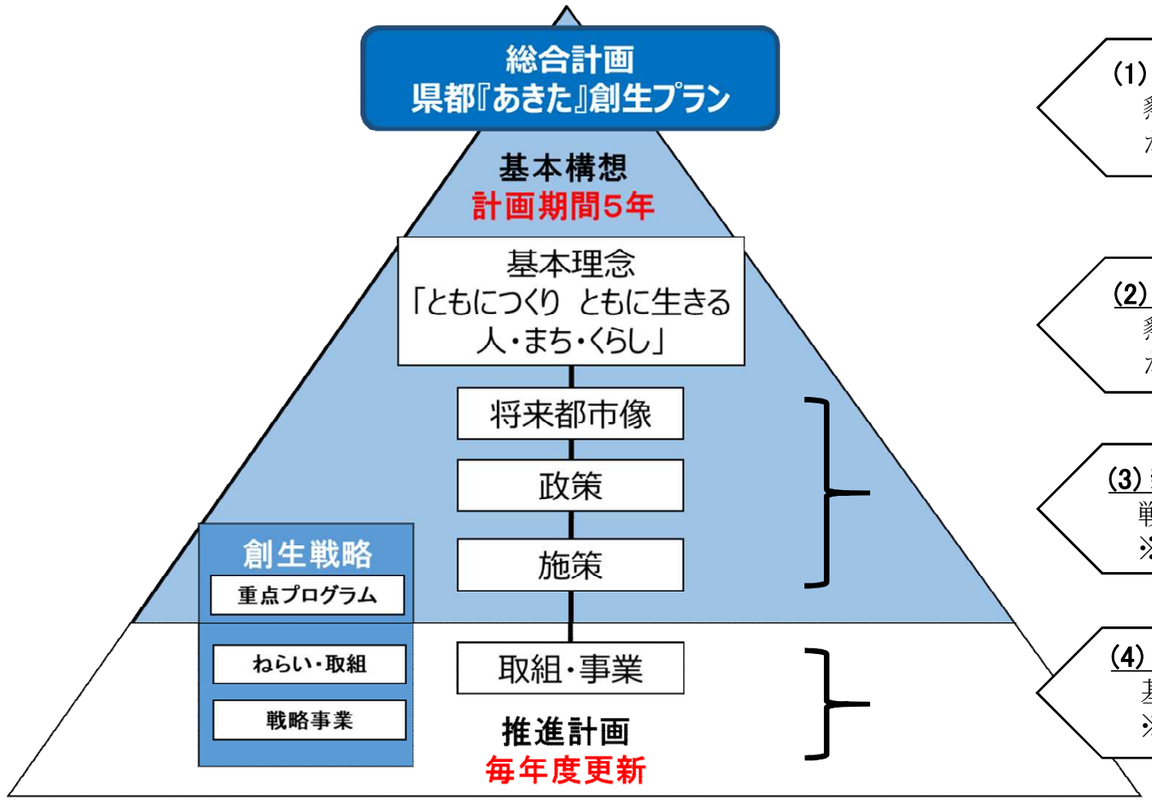

2　次期総合計画で見直したいこと

(1) 新しい名称
懇話会や若者ワークショップ等を通じて引き出したまちづくりの思いやキーワードから検討する。

(2) 新しい基本理念
懇話会や若者ワークショップ等を通じて引き出したまちづくりの思いやキーワードから検討する。

(3) 新しい戦略、政策・施策
戦略や政策・施策は、時代や本市を取り巻く状況の変化等を踏まえて検討する。
※第２回懇話会で、それぞれの案を説明予定

(4) 具体的な取組、数値目標の設定
基本構想のもと、具体的な取組・事業を掲載する推進計画を策定する。
※第３回懇話会で、推進計画の原案を説明予定

基本構想 （5年間の目標とそれを実現するための基本的な考え方）	基本理念	本市の目指すべき姿・まちづくりの理念
	将来都市像	基本理念のもとに目指す大局的な方向性
	政策	将来都市像実現に向けた政策
	施策	政策に基づく取組の方向性
	創生戦略	将来都市像別の体系にとらわれずに、必要な分野において一体的かつ集中的に経営資源を投入して取り組むため設定
推進計画 （具体的な取組）	取組・事業	施策達成のための個別の事務事業

3　秋田市人口ビジョン

人口の現状分析や将来人口推計等を踏まえた上で、本市の目指すべき将来人口を設定するもの。

- （現人口ビジョン）2040年に約26万人を維持
- 第2回懇話会で、本市の目指すべき将来人口の案を説明予定

資料2

次期総合計画の検討体制

議会

基本構想
議案提出

意見提示

庁内

庁議

【目的】
市政の重要施策に関する事案の審議および報告を行い、総合的かつ計画的な行政運営を図る。

【委員】
市長、副市長、全部局長で構成する。

【同時開催】

地方創生推進本部（22名）

【目的】
① 秋田市人口ビジョンの策定に関し、本市が目指すべき将来人口を検討する。
② 策定した総合計画に基づき、全庁的な連携のもとに地方創生を推進する。

【委員】
市長を本部長とし、副市長、全部局長で構成する。会議は庁議を兼ねて開催する。

総合計画・地方創生検討部会（17名）

【目的】
庁議兼地方創生推進本部のもと、総合計画・秋田市人口ビジョンの策定に関し、詳細検討を行う。

【委員】
企画財政部長を部会長とし、各次長（16名）で構成する。

意見提示

意見反映

庁外（有識者・市民の参加）

総合計画・地方創生懇話会（18名）

【目的】
総合計画、人口ビジョンの策定に当たり、有識者から助言、提言等を得るため設置する。

【組織・委員】
全体会は、各界の有識者18名で構成する。
また、第３回において、下記の３つの分科会（各６名）を開催し、分野ごとに詳細検討を行う。
○「産業振興・仕事づくり分科会」
○「若者応援・まちの魅力向上分科会」
○「健康長寿・安全安心分科会」

市民意識調査（R6実施）

市民の行政ニーズや市施策への評価等の把握を行う。

パブリックコメント・市民100人会

総合計画と人口ビジョンの原案に対し、市民から意見を聴取する。

【新】大学生・民間企業の社員・移住者等の若者によるワークショップ

次代を担う若者16名から、これからのまちのあり方などの思いを聴取する。

【新】（仮称）市長タウンミーティング

市長が市内各地に伺い、様々な立場の市民と直接意見交換を行う。

資料3

次期総合計画等の策定スケジュール

開催時期	会議等	内容
6月	・【庁内】庁議兼地方創生推進本部会議 ・【庁外】総合計画・地方創生懇話会① ・【議会】市議会総務委員会	総合計画の策定概要などを説明し、これからのまちのあり方などに対する思いを聴取
6月29日（日） 7月13日（日）	大学生・民間企業の社員・移住者等の若者によるワークショップ	若者16名によるまちへの思い等を引き出すワークショップを開催 ※同じメンバーで2回開催
9月	・【庁内】庁議兼地方創生推進本部会議 ・【庁外】総合計画・地方創生懇話会② ・【議会】市議会総務委員会	・新しい戦略、政策・施策の案を説明 ・目指すべき将来人口の案を説明
11月	・【庁内】庁議兼地方創生推進本部会議 ・【庁外】総合計画・地方創生懇話会③ ・【議会】市議会総務委員会	総合計画の原案、人口ビジョンの原案を説明
12月	・パブリックコメント、市民100人会による意見募集 ・市議会各会派からの意見募集	総合計画の原案、人口ビジョンの原案に対する意見を聴取
1月	・【庁内】庁議兼地方創生推進本部会議 ・【庁外】総合計画・地方創生懇話会④ ・【議会】市議会総務委員会	総合計画の修正案、人口ビジョンの修正案を説明
2月～3月	・【議会】市議会全員協議会 ・【議会】2月市議会定例会 ・【庁内】庁議兼地方創生推進本部会議	・議案（基本構想）の説明、提出 ・総合計画および人口ビジョンの完成

参考資料１

「秋田市しあわせづくり市民意識調査Ｖ」調査結果の概要

（調査結果報告書から抜粋）

１．調査目的・実施状況

本調査は、令和７年度に策定する次期総合計画の基礎資料として、市民の行政ニーズや市施策への評価等を把握するために実施した。

【実施状況】

実施期間：令和６年８月 23 日（金）～９月 17 日（火）

調査対象者：15 歳以上の市民から無作為に抽出した 3,000 人

実施方法：無記名式アンケート（配付：郵送、回収：郵送または WEB）

有効回答者数：1,308 人（回答率 43.6%）

うち郵送回答 1,001 人（76.5%）、WEB 回答 307 人（23.5%）

留意点：調査結果の概要は、各設問の「無回答」を除外して集計したものを掲載している。また、本文中のカッコ内の数値は、令和元年９月に実施した前回調査（秋田市しあわせづくり市民意識調査Ⅳ）時のものである。

２．調査結果の要点

（１） 住みごこちについて

① 全体的な評価

「住みやすい」が 20.3%（22.7%）、「どちらかといえば住みやすい」が 48.4%（50.4%）となり、これらを合わせたよい評価の割合が 68.7%（73.1%）と、全体のおよそ７割の市民が住みやすいと感じている。一方、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」の割合を合わせた悪い評価は 9.9%（8.4%）と１割以下となり、前回調査と同様、よい評価が悪い評価を大きく上回った。

【住みごこちの割合 】

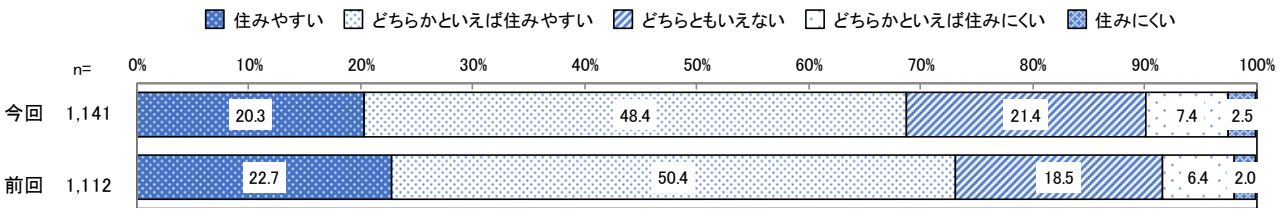

② 分野別評価

分野別評価（全 31 項目）で「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計がもっとも高い分野は「食の安全・安心」で 49.6%（52.2%）、これに「公園や緑地、街路樹など緑の豊かさ」が 44.8%（45.1%）、「ごみの収集・処理やリサイクルへの取り組み」が 44.1%（42.8%）と続き、以下は「健康診断や予防接種などの受けやすさ」、「市役所の窓口サービス」、「病院などの医療機関の利用しやすさ」の順となった。

【「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計が高い分野 上位 10 項目】

順位（今回）	順位（前回）	項目	「よい」「どちらかといえばよい」の割合（前回調査比）
1	1	食の安全・安心	49.6 % （－ 2.6ポイント）
2	2	公園や緑地、街路樹など緑の豊かさ	44.8 % （－ 0.3ポイント）
3	3	ごみの収集・処理やリサイクルへの取り組み	44.1 % （＋ 1.4ポイント）
4	5	健康診断や予防接種などの受けやすさ	32.1 % （－ 0.6ポイント）
5	6	市役所の窓口サービス	28.2 % （－ 0.7ポイント）
6	7	病院などの医療機関の利用しやすさ	26.5 % （＋ 0.3ポイント）
7	10	まちなみなどの景観	25.3 % （＋ 2.6ポイント）
8	4	広報あきた・市政テレビ・SNSなど市政情報の得やすさ※	25.1 % （－ 8.5ポイント）
9	9	買い物のしやすさ	23.4 % （＋ 0.2ポイント）
10	12	環境保全への取り組み	20.7 % （－ 1.3ポイント）

※前回調査「広報あきたなど市政情報の得やすさ」との比較

一方、「どちらかといえば悪い」「悪い」の割合の合計がもっとも高い分野は「産業や雇用の状況」で 72.2%（69.9%）、これに「冬期の除雪」が 66.9%（62.3%）、「バス、電車などの利用しやすさ」が 62.2%（58.4%）で続き、以下は「まちのにぎわい」、「大雨、地震など自然災害への安全性」、「観光地としての魅力」の順となった。

【「どちらかといえば悪い」「悪い」の割合の合計が高い分野 上位 10 項目】

順位（今回）	順位（前回）	項目	「どちらかといえば悪い」「悪い」の割合（前回調査比）
1	1	産業や雇用の状況	72.2 % （＋ 2.2ポイント）
2	2	冬期の除雪	66.9 % （＋ 4.6ポイント）
3	4	バス、電車などの利用しやすさ	62.2 % （＋ 3.8ポイント）
4	3	まちのにぎわい	59.8 % （－ 0.7ポイント）
5	14	大雨、地震など自然災害への安全性	54.7 % （＋ 29.4ポイント）
6	5	観光地としての魅力	51.8 % （－ 1.4ポイント）
7	6	経済・学術交流などの国際化の進みぐあい	48.1 % （＋ 7.5ポイント）
8	7	レジャー・娯楽などレクリエーションのしやすさ	40.4 % （＋ 1.3ポイント）
9	9	道路の整備状況	36.5 % （＋ 6.0ポイント）
10	8	高齢者・障がい者の生活のしやすさ	33.1 % （－ 2.1ポイント）

（２） 秋田市の施策について

もっとも力を入れて欲しい施策については、「冬期の除雪」の割合が 18.7%（17.6%）でもっとも高く、次いで「雇用対策」が 9.9%（15.2%）で続いた。また、前回調査では上位５項目にはなかった「子育て支援」が今回は３位となり、ニーズの高まりがうかがえる。

【「もっとも力を入れて欲しい施策」上位５項目】

前回調査

順位	項目	割合（%）
1	冬期の除雪	17.6
2	雇用対策	15.2
3	商工業の振興や地元経済の活性化	8.6
4	バス路線の維持	7.4
5	高齢者福祉	7.0
7	子育て支援	6.3

今回調査

順位	項目	割合（%）	前回との差
1	冬期の除雪	18.7	1.1
2	雇用対策	9.9	−5.3
3	子育て支援	8.8	2.5
4	バス路線の維持	8.5	1.1
5	商工業の振興や地元経済の活性化	6.4	−2.2
8	高齢者福祉	5.2	−1.8

（３） 創生戦略事業について

① 重要度および満足度

重要度がもっとも高いのは「子どもを生み育てやすい社会づくり」、次いで「先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり」で、前回調査と順位が入れ替わった。

満足度がもっとも高いのは「芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上」、次いで「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」、「未来につなぐ環境立市あきたの推進」で、前回調査と順位が大きく入れ替わった。

	重要度		満足度	
	今回	前回	今回	前回
戦略１ 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり	2位 19.0	1位 29.0	5位 −21.4	5位 −38.4
戦略２ 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上	4位 7.5	4位 7.5	1位 −9.3	3位 −11.2
戦略３ 未来につなぐ環境立市あきたの推進	5位 5.0	5位 −2.1	3位 −15.5	1位 −3.9
戦略４ 子どもを生み育てやすい社会づくり	1位 29.2	2位 28.4	4位 −21.2	4位 −18.6
戦略５ いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり	3位 12.5	3位 10.7	2位 −12.9	2位 −11.1
平均値	14.6	14.7	−16.1	−16.6

※戦略１、３の戦略名は、今回と前回で異なる。

○重要度・満足度の算出式

$$\frac{[「高い(満足)」の回答者数\times 2] + [「どちらかといえば高い(満足)」の回答者数\times 1] + [「どちらかといえば高くない(不満)」の回答者数\times -1] + [「高くない(不満)」の回答者数\times -2]}{有効回答数\times 2} \times 100$$

縦軸を重要度、横軸を満足度とする散布図において、点数を座標として置き、平均点を軸とした四象限のそれぞれを『重点改善分野』、『重点維持分野』、『改善分野』、『維持分野』とすると、「子どもを生み育てやすい社会づくり」および「先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり」は『重点改善分野』に位置しており、今後の一層の改善が求められる分野である。

また、「未来につなぐ環境立市あきたの推進」は、前回『維持分野』であったのに対し、今回は『改善分野』に位置していることから、重点化の必要性は相対的に低いものの、今後改善に取り組むべき課題である。

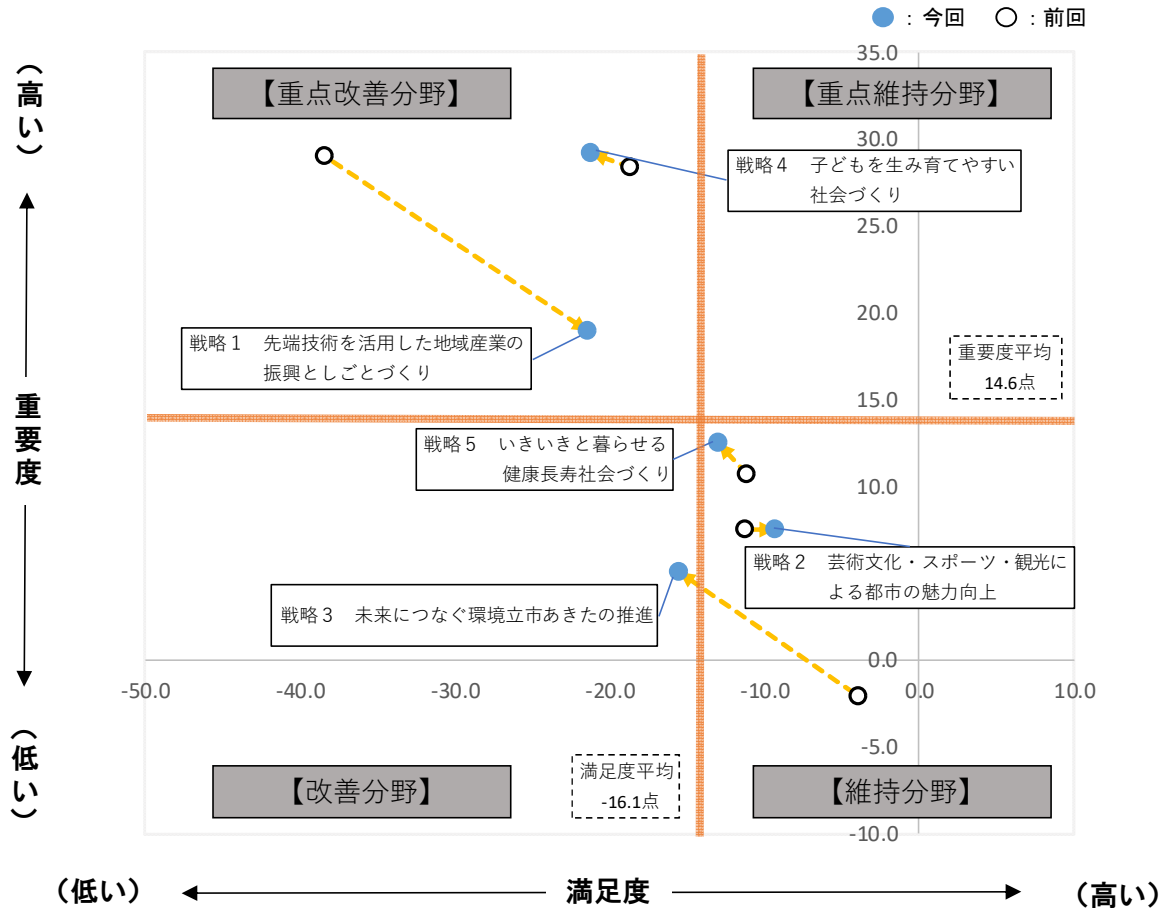

② ニーズ度

各戦略のニーズ度（※）を算出した結果、「子どもを生み育てやすい社会づくり」のニーズ度がもっとも高く、次いで「先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり」が続いた。

前回調査と比較すると、「先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり」は大きくニーズ度が減少した一方、「未来につなぐ環境立市あきたの推進」は大きく増加した。その他の戦略については、概ね前回同様の結果となった。

※ニーズ度：重要度－満足度

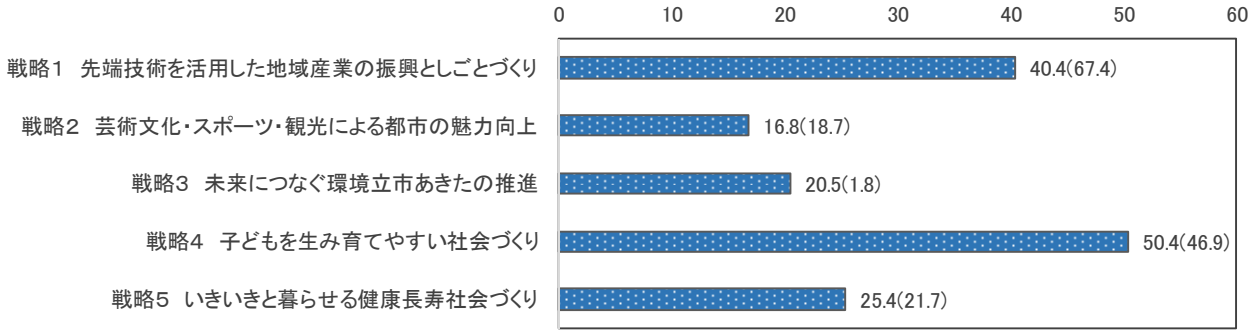

（４） 人口減少社会について

① 秋田市の少子化の要因

「非正規雇用など不安定な雇用環境や少ない収入」の割合が 67.5%（66.4%）ともっとも高く、次いで「晩婚化の進行や婚姻数の減少」が 51.6%（54.5%）、「子育て費用や教育費などの経済的な負担」が 50.9%（53.5%）で続き、この３項目が５割を上回る高い割合となった。経済面に関する項目の割合が上位にあることから、経済状況が少子化に大きく影響しているとの認識がうかがえる。

【 少子化の要因として影響が大きいと思うもの（割合が高い順）】

前回調査

順位	項目	割合（%）
1	非正規雇用など不安定な雇用環境や少ない収入	66.4
2	晩婚化の進行や婚姻数の減少	54.5
3	子育て費用や教育費などの経済的負担	53.5
4	子育てと仕事の両立に対する職場の理解不足	28.1
5	男女の出会いの機会の減少	25.5
6	子どもを預けにくい環境（核家族化の進行や保育施設・サービスの不足など）	22.0
7	夫婦や個人の生活を大切にする価値観を持つ人の増加	18.9
8	子育てや家事への配偶者の協力不足	8.8
9	その他	4.6

今回調査

順位	項目	割合（%）	前回との差
1	非正規雇用など不安定な雇用環境や少ない収入	67.5	1.1
2	晩婚化の進行や婚姻数の減少	51.6	−2.9
3	子育て費用や教育費などの経済的負担	50.9	−2.6
4	男女の出会いの機会の減少	28.8	3.3
5	子育てと仕事の両立に対する職場の理解不足	24.7	−3.4
6	夫婦や個人の生活を大切にする価値観を持つ人の増加	21.5	2.6
7	子どもを預けにくい環境（核家族化の進行や保育施設・サービスの不足など）	20.7	−1.3
8	その他	8.3	3.7
9	子育てや家事への配偶者の協力不足	7.9	−0.9

② 秋田市に住み続けたいか

「住み続けたい」が55.0%（56.7%）でもっとも高く、次いで「事情が許せば、住み続けたい」が18.1%（17.7%）で、これらを合わせた割合は 73.1%（74.4%）となった。一方で、「市外（大都市圏）で暮らしたい」と「市外（大都市圏以外）で暮らしたい」を合わせた割合は 10.1%（10.0%）、「市外で暮らしたいが、いずれは秋田市に戻りたい」が 1.3%（1.3%）となった。

【秋田市に住み続けたいかの割合】

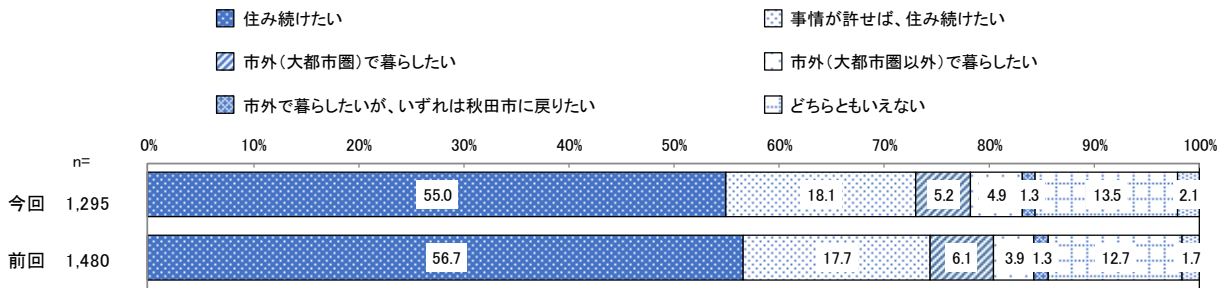

③ 秋田市に住み続けるために必要なこと

「雇用の場の確保」の割合が 54.7%（61.6%）でもっとも高く、次いで「非正規雇用など不安定な雇用の改善や収入の増加」が 43.1%（44.6%）、「若者にとって魅力のあるまちづくり」が 42.9%（48.9%）と４割台で続き、以下「高齢者向けの福祉・介護サービスなどの充実」、「子育て支援の充実」がともに２割台で続き、「子育て支援の充実」が新たに上位５項目に入った。

※選択した項目に関する自由記述の回答は、「秋田市しあわせづくり市民意識調査Ｖ　調査結果報告書」の121ページ～127ページに掲載

【「秋田市に住み続けるために必要なこと」上位項目】

前回調査

順位	項目	割合（%）
1	雇用の場の確保	61.6
2	若者にとって魅力のあるまちづくり	48.9
3	非正規雇用など不安定な雇用の改善や収入の増加	44.6
4	高齢者向けの福祉・介護サービスなどの充実	29.5
5	まちのにぎわいの創出	22.9
6	子育て支援の充実	22.2

今回調査

順位	項目	割合（%）	前回との差
1	雇用の場の確保	54.7	−6.9
2	非正規雇用など不安定な雇用の改善や収入の増加	43.1	−1.5
3	若者にとって魅力のあるまちづくり	42.9	−6.0
4	高齢者向けの福祉・介護サービスなどの充実	25.7	−3.8
5	子育て支援の充実	24.6	2.4
6	まちのにぎわいの創出	23.8	0.9

（５） 市民・地域活動について

① 関心の有無と参加状況

関心の有無について、「関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた割合は、「スポーツ・趣味・娯楽活動」が 49.1%（53.8%）、「NPO・ボランティアなどの市民活動」が 38.3%（45.3%）、「地縁的な活動」が 32.8%（36.9%）となった。

参加状況について、「積極的に参加している」と「ときどき参加している」を合わせた割合は、「地縁的な活動」が 29.0%（32.5%）、「スポーツ・趣味・娯楽活動」が 23.1%（27.4%）、「NPO・ボランティアなどの市民活動」が 13.2%（15.0%）となった。

【市民・地域活動への関心の有無と参加状況】

項目	「関心がある」「ある程度関心がある」の割合（%）	「積極的に参加している」「ときどき参加している」の割合（%）
NPO・ボランティアなどの市民活動	38.3 （－ 7.0ポイント）	13.2 （－ 1.8ポイント）
地縁的な活動	32.8 （－ 4.1ポイント）	29.0 （－ 3.5ポイント）
スポーツ・趣味・娯楽活動	49.1 （－ 4.7ポイント）	23.1 （－ 4.3ポイント）

（６） 幸福感について

① 現在の幸福実感

現在の幸福度について、０点（とても不幸せ）から 10 点（とても幸せ）までの点数で回答してもらったところ、「５点」が 21.0%（22.0%）でもっとも高く、次いで７点が 20.7%（19.2%）となった。無回答を除いた平均値は、6.21 点（6.30 点）となった。

【現在の幸福度】

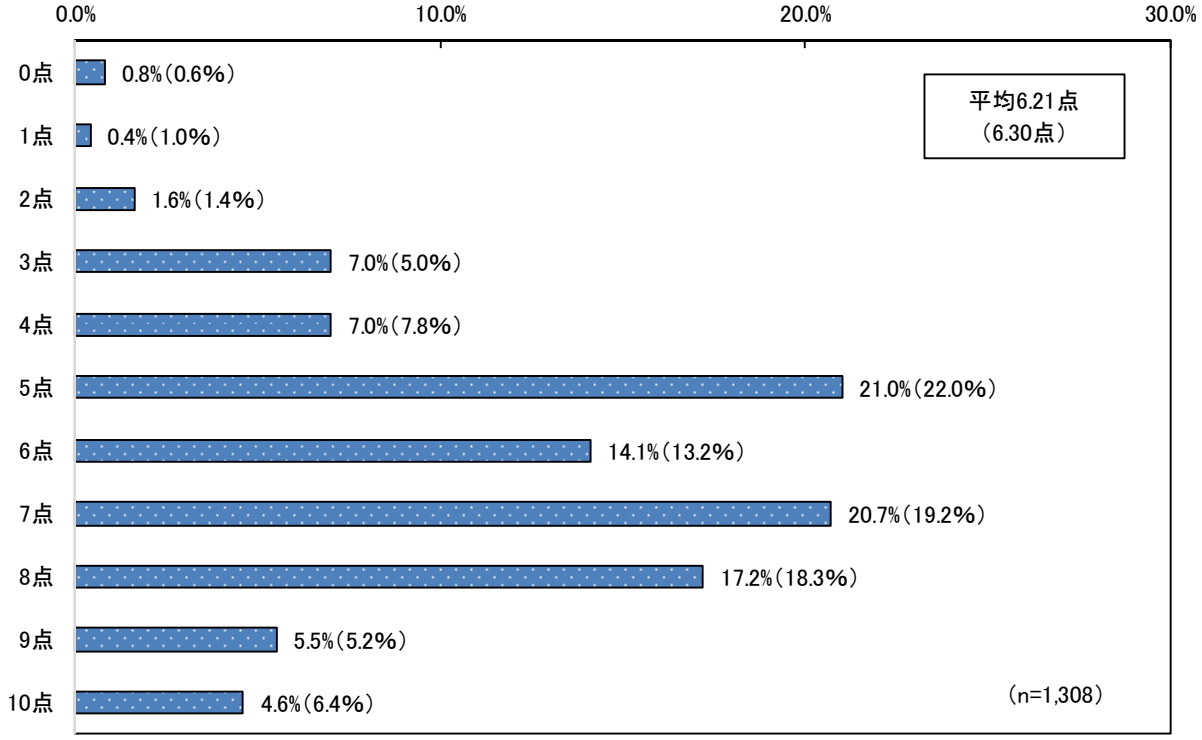

② あなたの幸せにとって重要なこと

幸せにとって重要なことについては、「心身が健康であること」の割合が66.3%（68.2%）でもっとも高く、これに「十分な収入・消費があること」が 60.0%（55.9%）、「家族・友人関係が良好であること」が 54.8%（58.2%）と続いた。

【「あなたの幸せにとって重要なこと」上位項目】

前回調査

順位	項目	割合（%）
1	心身が健康であること	68.2
2	家族・友人関係が良好であること	58.2
3	十分な収入・消費があること	55.9
4	仕事があること、仕事が安定していること	37.6
5	便利に移動・買い物できること	33.9
7	必要なときに十分な医療・福祉が受けられること	33.9

今回調査

順位	項目	割合（%）	前回との差
1	心身が健康であること	66.3	−1.9
2	十分な収入・消費があること	60.0	4.1
3	家族・友人関係が良好であること	54.8	−3.4
4	便利に移動・買い物できること	38.8	4.9
5	必要なときに十分な医療・福祉が受けられること	34.3	1.7
6	仕事があること、仕事が安定していること	33.3	−4.3

（７） 秋田市の総合的な魅力発信について

① 秋田市が好きか

「好き」が 32.1%、「どちらかといえば好き」が 44.9%で、これらを合わせた割合が 77.0%と８割弱を占めている。一方、「好きではない」が 1.9%、「どちらかといえば好きではない」が 3.8%で、これらを合わせた割合が 5.7%と 1 割未満となった。

【秋田市が好きかの割合】

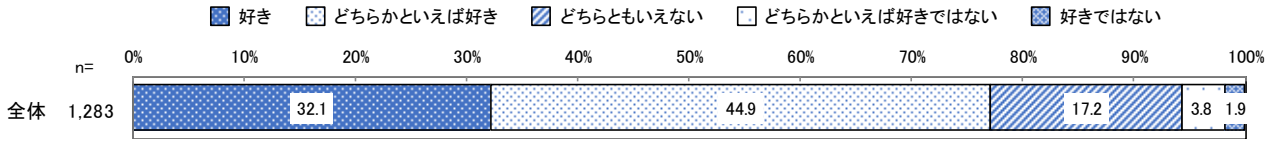

② 市外の人におすすめしたい・自慢したい秋田市の魅力等の有無

秋田市の魅力や良いところについては、「たくさんある」が 11.0%（11.2%）、「少しある」が 50.8%（53.3%）で、これらを合わせた割合は 61.8%（64.5%）と６割程度であった。一方で、「あまりない」が 28.1%（25.9%）、「全くない」が 3.0%（3.4%）で、これらを合わせた割合は 31.1%（29.3%）と３割程度であった。

【秋田市の魅力等の有無】

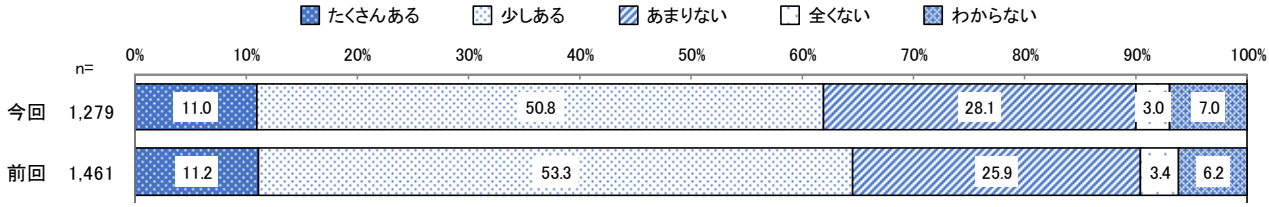

③ 市外の人への魅力発信の状況

秋田市の魅力や良いところを市外の人におすすめ・発信しているかについては、「日常（積極）的にしている」が2.7%（2.6%）、「ときどきしている」が22.8%（27.6%）で、これらを合わせた割合は25.5%（30.2%）となった。一方で、「あまりしていない」が35.7%（35.5%）、「していない」が38.9%（34.3%）で、これらを合わせた割合が74.6%（69.8%）となった。

【市外の人への魅力発信の状況】

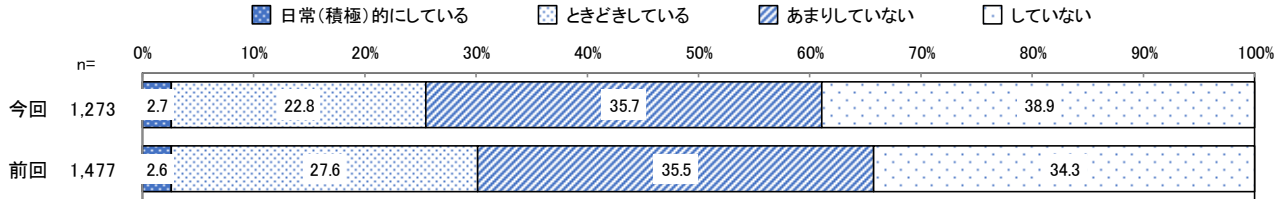

④ 秋田市の魅力等を市外の人におすすめ・発信するために必要なこと

「秋田市の魅力や良いところをたくさん知っている」の割合が52.5%（49.4%）でもっとも高く、次いで「秋田市ならではのブランド（モノ・コト等）がたくさんある」が 50.8%（52.0%）で続き、この2項目が5割以上で高い割合となっている。

【「秋田市の魅力等を市外の人におすすめ・発信するために必要なこと」上位5項目】

順位（今回）	順位（前回）	項目	割合
1	2	秋田市の魅力や良いところをたくさん知っている	52.5%（＋3.1ポイント）
2	1	秋田市ならではのブランド（モノ・コト等）がたくさんある	50.8%（－1.2ポイント）
3	3	秋田市に関する新しい情報や発見を得られる媒体がたくさんある	39.8%（＋4.1ポイント）
4	4	秋田市をおすすめ・発信する際に使用できる冊子やウェブサイトなどがある	33.0%（＋0.5ポイント）
5	5	おすすめ・発信できる手段や機会がたくさんある	25.6%（－2.3ポイント）

⑤ 市外の人におすすめしたい、自慢したい秋田市の魅力等

市外の人におすすめしたい、自慢したい秋田市の魅力等として自由記述形式で回答いただいたところ、608 人から 1,138 件の回答をいただいた。なお、１つの回答で複数の分類にわたる内容の場合もあるため、分類項目別の合計件数は回答人数を上回っている。

分類項目	件数	特徴的なコメントや傾向
1 豊かな資源	**633**	**千秋公園や竿燈まつり、ミルハスのコメントが多い**
a 食（含む安全） 酒	166	米や野菜などの食、日本酒のコメントが多い
b 自然 観光地 公園	258	千秋公園、大森山動物園のコメントが多い
c 芸術 文化	49	ミルハスなど中心市街地の文化施設のコメントが多い
d 祭り イベント歴史	123	竿燈まつりのコメントが多い
e 街並み 建物 施設	37	千秋公園のお堀の景観の街並みなどが評価されている
2 人とのつながり	**60**	**人とのつながりや市民の人柄に関するコメントが多い**
f 人とのつながり	60	人柄の良さや穏やかな市民への好感度が高い
3 安心快適な暮らし	**320**	**災害・犯罪の少なさなどから感じる住みやすさのコメントが多い**
g 治安の良さ	19	犯罪の少なさによる安心な暮らしが評価されている
h 災害	29	最近の災害を意識したコメントが多い
i 生活 住みやすさ	86	程よい都市機能などから感じる住みやすさが評価されている
j コンパクトシティ（中心市街地）	31	駅周辺の施設に関するコメントが多い
k 買い物 飲食店	49	店の多さや交通の利便性と関連したコメントが多い
l 娯楽趣味	20	温泉やスキーに関するコメントが多い
m 交通	22	アキカの導入や道路の混雑の少なさが評価されている
n スポーツ	14	プロスポーツに関するコメントが多い
o 子育て 教育	19	教育環境が評価されている
p 行政サービス等	15	ごみ処理や窓口サービスを評価されている
q 医療 介護	16	病院の多さやアクセスのしやすさが評価されている
4 産業・雇用	**1**	**コメントが少ない**
r 産業 雇用	1	求人の多さが評価されている
5 要望課題	**114**	**ポテンシャルを活かした施策への期待や自慢したいものがないとのコメントが多い**
6 その他	**10**	**なにもないことが魅力といったコメントがあった**
合計件数	1,138	

参考資料２

人口ビジョンの改訂および次期総合計画の策定に向けた人口動向分析等の概要について

令和７年６月

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１　時系列による人口動向分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

(1) 総人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
(2) 出生・死亡数、転入・転出数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
(3) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響・・・・・・・・・・　4
(4) 合計特殊出生率および未婚率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(5) 地域ブロック別の人口移動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
(6) 年齢階級別の人口移動分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

２　将来人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

(1) 社人研推計の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
(2) 人口減少段階の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

３　将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

(1) 自然増減、社会増減の影響度の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
(2) 人口構造の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

はじめに

○　まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が令和４年 12 月 23 日に閣議決定され、総合戦略（2023 改訂版）が令和５年 12 月 26 日に閣議決定された。

○　地方公共団体においても、国の総合戦略を勘案して「地方版総合戦略」を定めるよう努めなければならないこととされている。（地方公共団体の総合計画等が、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することも可能。）

○　国の総合戦略を定めるに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえるものとされていることから、地方版総合戦略を定めるに当たっても、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることとされている。

○　本市では今年度、「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、「次期総合計画」と一体化して策定することとしていることから、その前提となる人口動向分析等として、「秋田市人口ビジョン」の改訂を行う。

○　具体的には、本市の過去から現在に至る人口の推移を把握し、その背景を分析することにより、今後講じていくべき施策の検討材料を得ることを目的として、時系列による人口動向や年齢階級別の人口移動を分析した。

○　なお、この分析等に当たっては、現行の秋田市人口ビジョンと同様に、国の提示する「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き」に記載された人口動向分析・将来人口推計についての基礎データ、分析項目、分析方法等を用いている。

（参考）地方人口ビジョンの全体構成

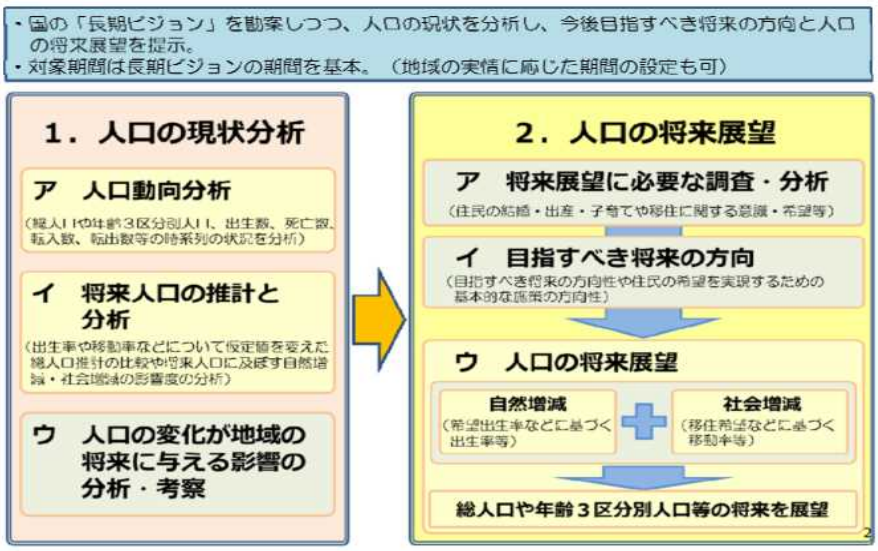

この資料は、「1. 人口の現状分析」の結果の概要を示したものである。

目指すべき将来人口等を提示する「2. 人口の将来展望」については、秋田市総合計画・地方創生懇話会等で検討し、令和８年３月に決定する。

1　時系列による人口動向分析

人口の推移を把握し、自然増減（出生と死亡の差により生じる増減）の要因と社会増減（転入と転出の差により生じる増減）の要因に分解して、それぞれがどのように影響してきたか等を分析した。

(1) 総人口の推移

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けたが、2003（平成 15）年には減少に転じた。

2005（平成 17）年には河辺町・雄和町と合併して 33 万人に達したが、その後も減少が続き、現在（2025（令和 7）年１月１日）は約 29 万５千人となっており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、2050(令和 32)年には、22 万１千人（2020（令和２）から約 27%減少）になると推計されている。

図表１　総人口の推移

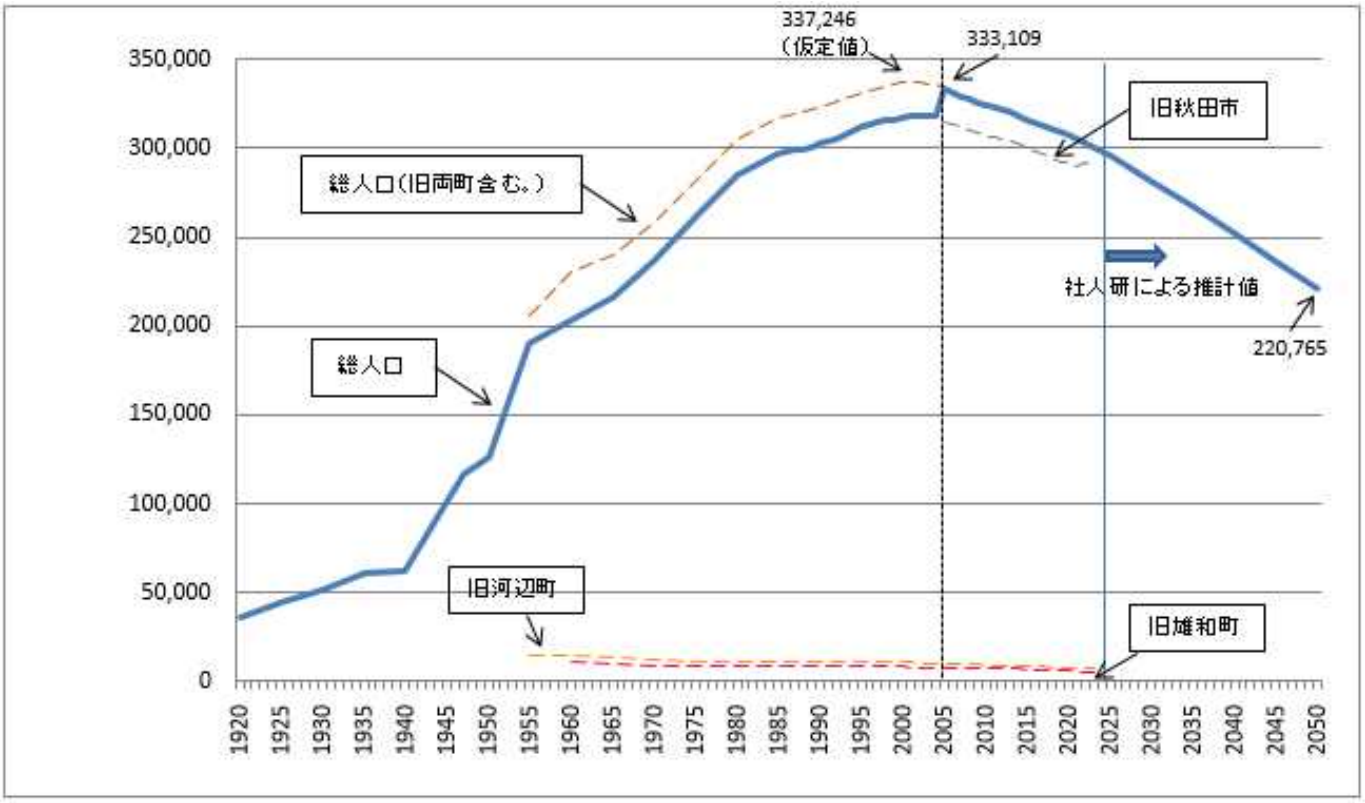

※秋田市情報統計課による推計人口、社人研「日本の地域別将来推計人口」

・総人口（旧両町含む。）・・・旧両町を含めた現秋田市の区域における総人口（～2005 年）
・総人口・・・各年における「秋田市」の総人口
・旧秋田市・・・合併～2020　※合併以前は総人口に同じ
・旧河辺町・・・（1955～2005 年）
・旧雄和町・・・（1957～2005 年）※施行時雄和村、1972 年に町施行
（注）旧両町は、平成 17 年合併時における行政区域となったとき以降の年を集計

(2) 出生・死亡数、転入・転出数の推移

「自然動態」については、出生率低下等の影響で、1970 年代以降一貫して出生数が減り続けたが、2004（平成 16）年までは平均余命の延びを背景に死亡数がそれほど増えず、「自然増」であった。しかし、2005（平成 17）年以降は、死亡数が出生数を上回る「自然減」となっており、年々その傾向が強まっている。

「社会動態」については、1980 年代後半のいわゆるバブル経済期などを除き、転入超過（社会増）の傾向が続いてきたが、2002（平成 14）年以降は、東日本大震災後の一時的な転入超過を除き、転出超過（社会減）の傾向が続いている。

図表２　出生・死亡数、転入・転出数の推移

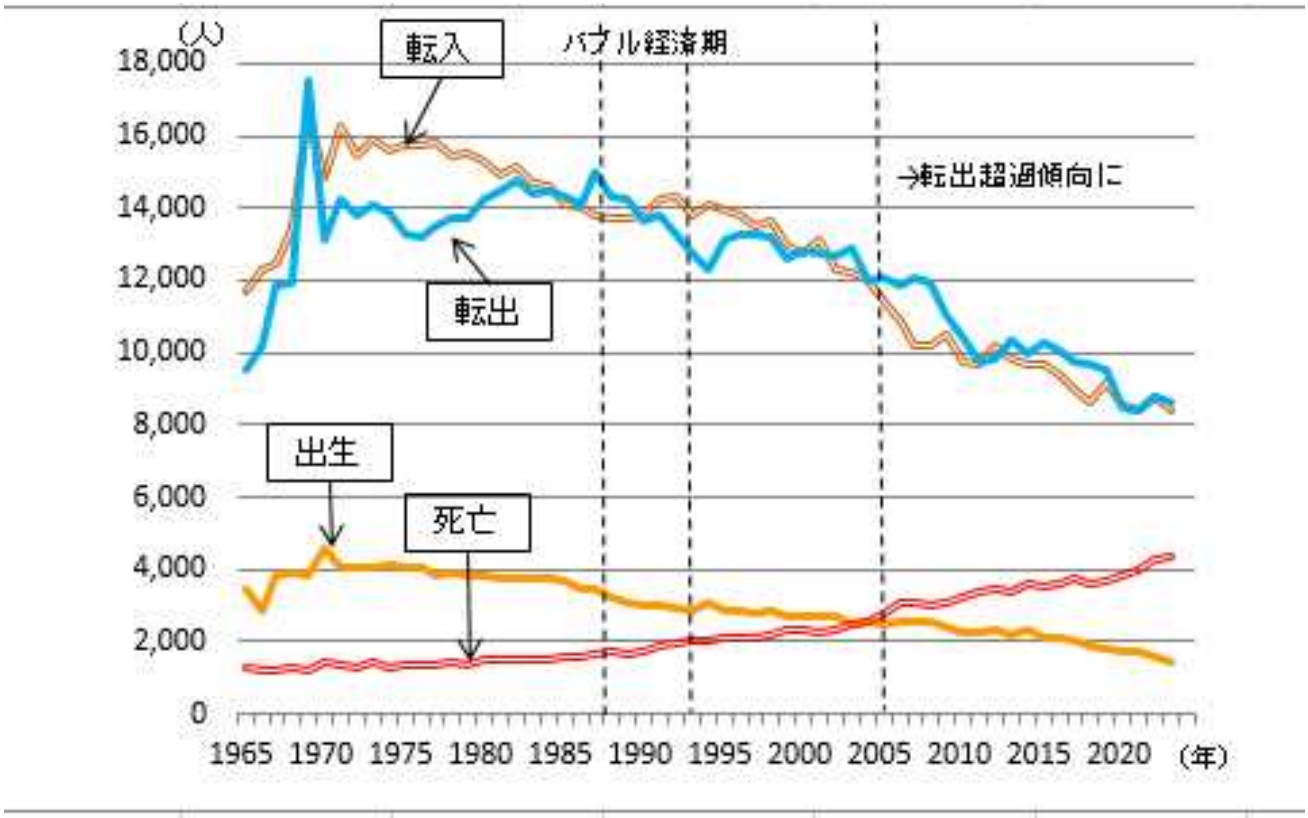

※出生数、死亡数、転入数、転出数は、秋田市市民課の資料に基づき、情報統計課が集計

(3) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

1980 年代後半のいわゆるバブル経済期などの一時的な社会減を除くと、1960 年代から 1990 年代まではほぼ一貫して自然増と社会増の傾向にあり、人口が増加していたが、2005（平成 17）年から自然減に転じて以降、人口減少局面が続いている。

図表３　総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

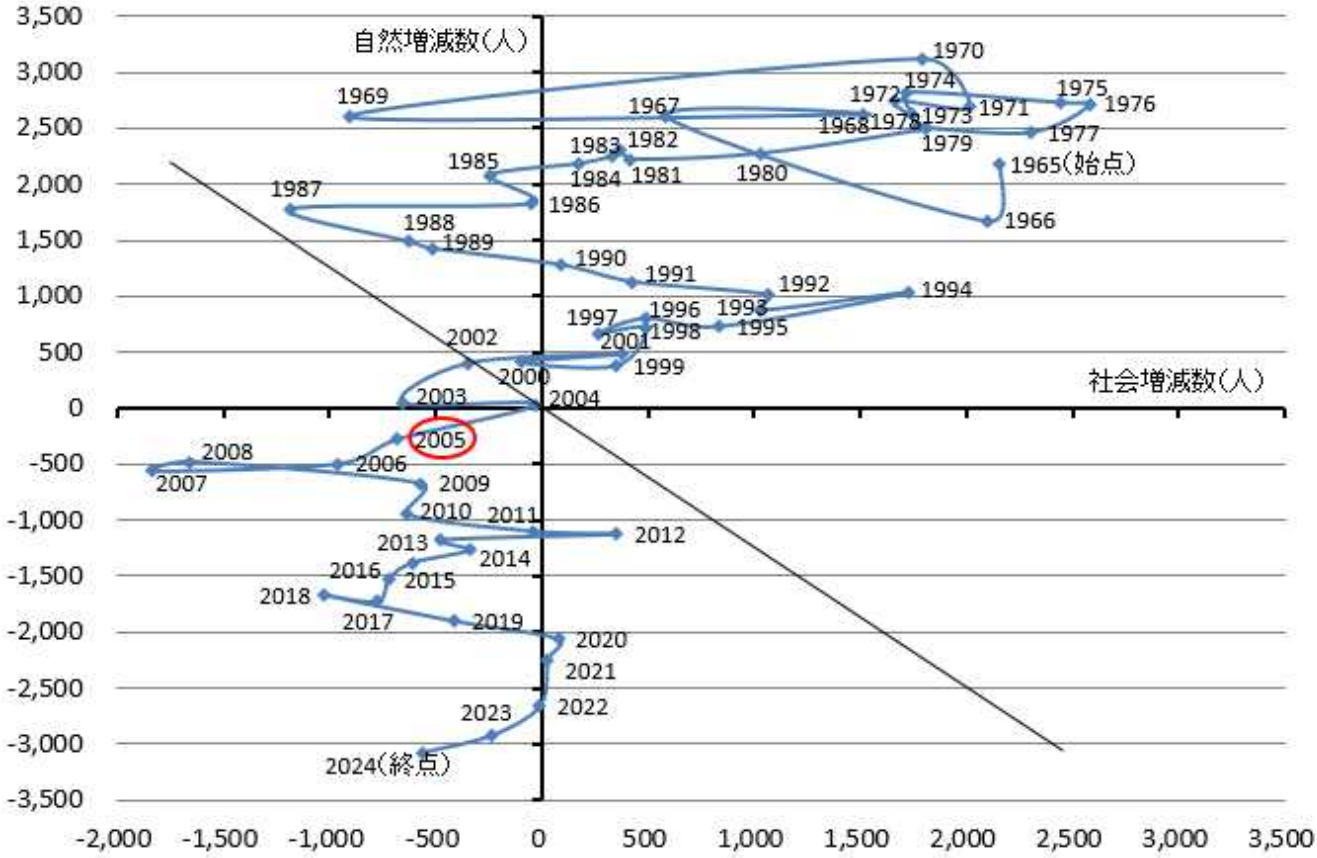

※上図の位置関係

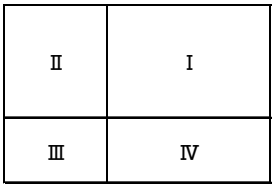

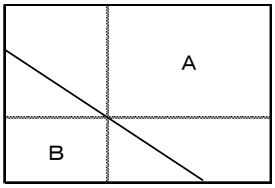

Ⅰ：自然動態＋（プラス）かつ社会動態＋（プラス）のエリア
Ⅱ：自然動態＋（プラス）かつ社会動態－（マイナス）のエリア
Ⅲ：自然動態－（マイナス）かつ社会動態－（マイナス）のエリア
Ⅳ：自然動態－（マイナス）かつ社会動態＋（プラス）のエリア

Ａ：人口増加のエリア
Ｂ：人口減少のエリア

(4) 合計特殊出生率および未婚率の推移

1人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、1987（昭和62）年以降、本市は一貫して県・全国平均を下回っており、2003（平成15）年に1.13まで低下した後、上昇傾向となったものの、2023（令和５）年は1.08まで低下している。

また、20代後半から30代の未婚率は男女共に上昇傾向が続いており、全国的な傾向と同様に、本市においても未婚化・晩婚化が進行している。

図表４　合計特殊出生率の推移

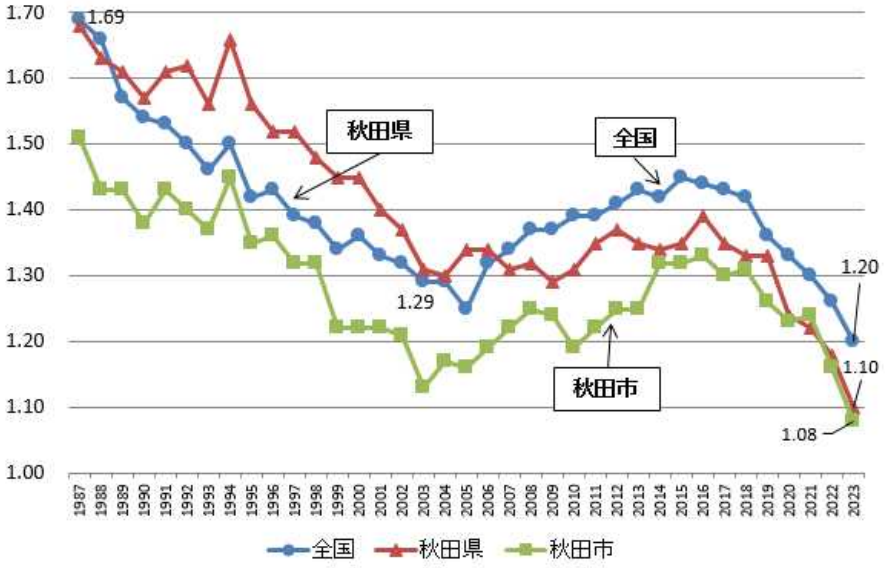

※厚生労働省「人口動態統計」および秋田市保健総務課「秋田市の人口動態」より作成

図表５　未婚率の推移

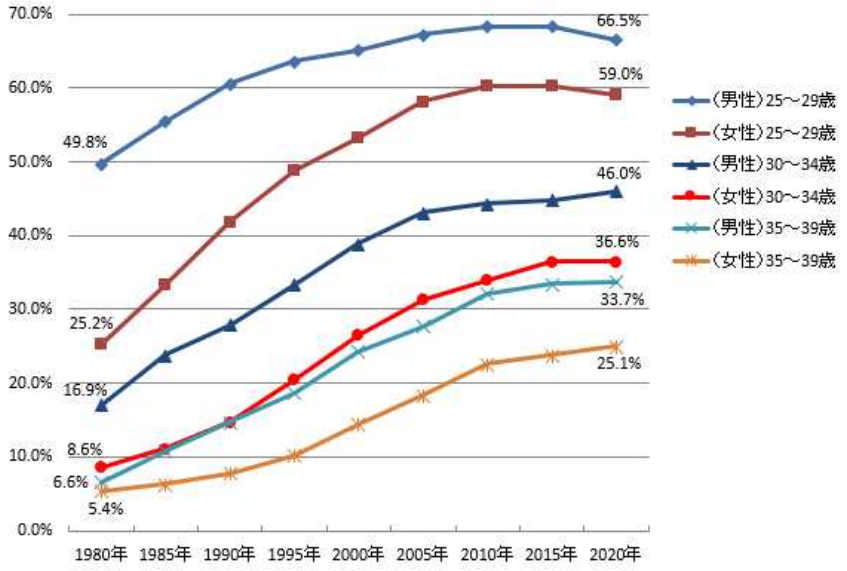

※国勢調査より作成

(5) 地域ブロック別の人口移動の状況

地域ブロック別に近年の人口移動の状況を見ると、秋田県内からの転入と東京圏への転出が相当部分を占めていることがわかる。

2020（令和２）年からのコロナ禍による移動制限等により、県外への転出数が減少していたが、近年は 2019（令和元）年以前のように、東京圏への転出超過数が増加している。その一方で、国外の区分における転入超過数は、コロナ禍以前と同程度の水準にある。

全国的には、東京圏への転入超過が拡大傾向にある中で、本市においても同様の傾向が見られ、依然として転出超過が続いている。

図表６　地域ブロック別の人口移動の状況

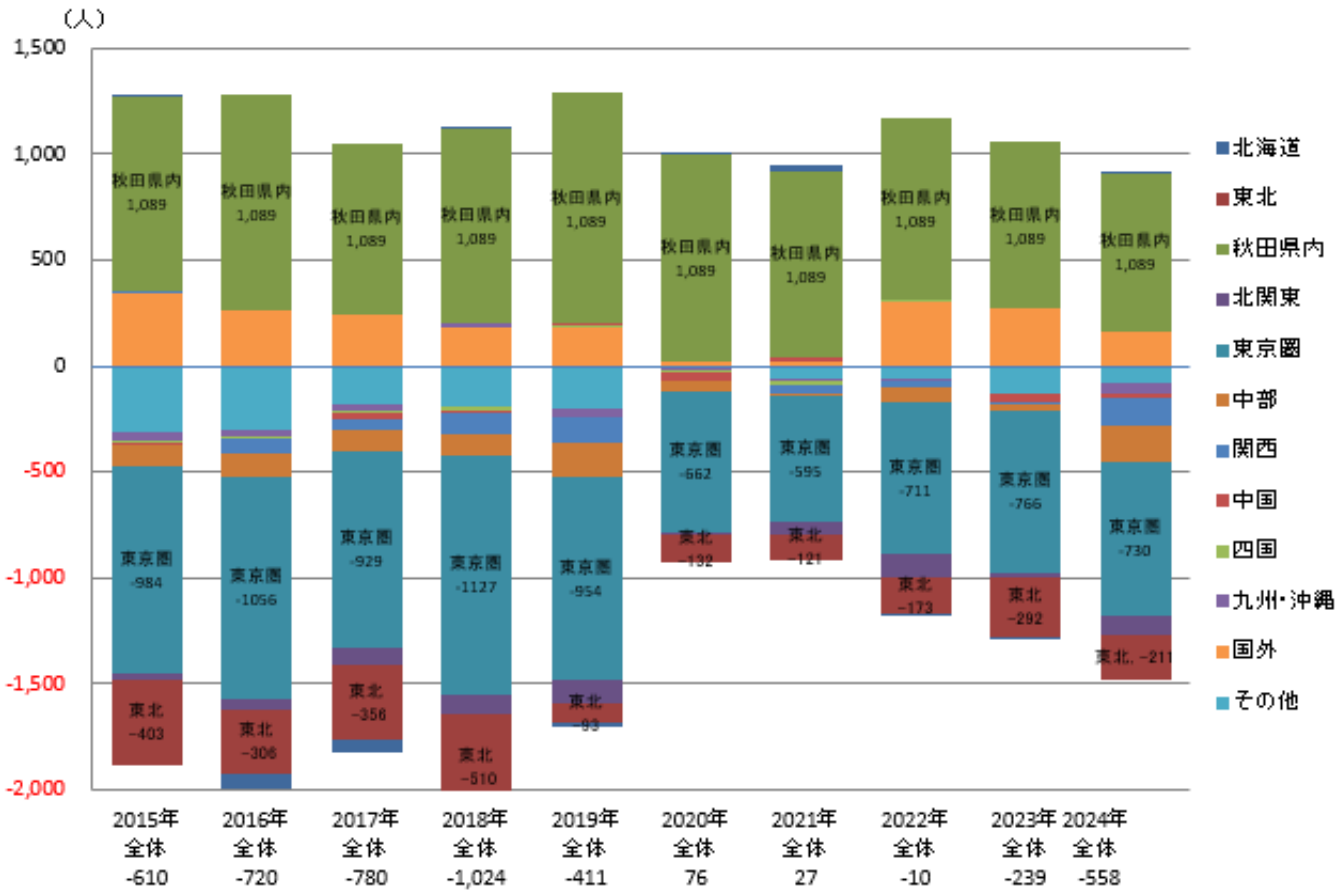

※秋田市情報統計課「統計から見た秋田市」より作成

(6) 年齢階級別の人口移動分析

年齢階級別に近年の人口移動の状況を見ると、転出超過数に占める「15～19 歳」および「20～24 歳」「25～29 歳」の割合が高く、「(5) 地域ブロック別の人口移動の状況（図表６）」の結果（転出超過の大部分を東京圏への転出が占めていること）を合わせてみると、高校、大学等を卒業後、東京圏に進学・就職する者が多いことや、コロナ禍以降に首都圏へ就職する者が多いことが示唆される。

「30～34 歳」から「45～49 歳」までの年代については、30 代が 2019（令和元）年に、40 代が 2020（令和２）年に転入超過に転じて以降、転入超過が続いている。また、2019（令和元）年に「０～４歳」の転入超過数の大幅な増加が見られて以降、数年は転入超過傾向が続いていたが、2024（令和６）年には転出超過となった。

図表７　年齢階級別の人口移動の状況

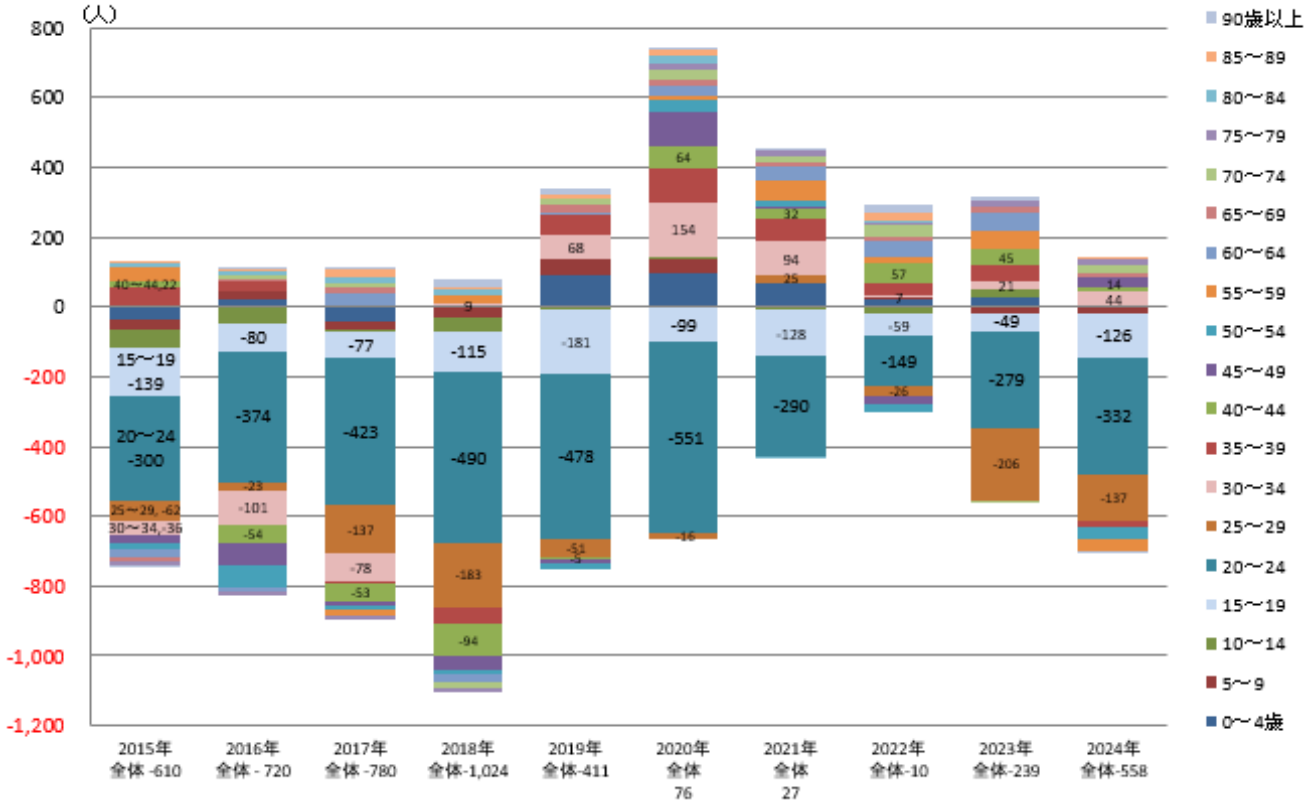

※秋田市情報統計課「統計から見た秋田市」より作成

２　将来推計人口

社人研の「日本の地域別将来推計人口（令和５年１２月推計）」等を活用して将来人口推計を行い、将来の人口に及ぼす出生や移動の影響等について分析した。

(1) 社人研推計の比較

社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年３月推計）」による 2040（令和 22）年の総人口は、235,500 人と推計され、平成 30 年３月推計では、2040（令和 22）年の総人口は、244,726 人と推計された。

直近の「日本の地域別将来推計人口（令和５年 12 月推計）」による 2040（令和 22）年の総人口は、252,336 人となっており、前回推計より 7,610 人上回る緩やかな減少にとどまると推計された。

図表８　社人研推計の比較

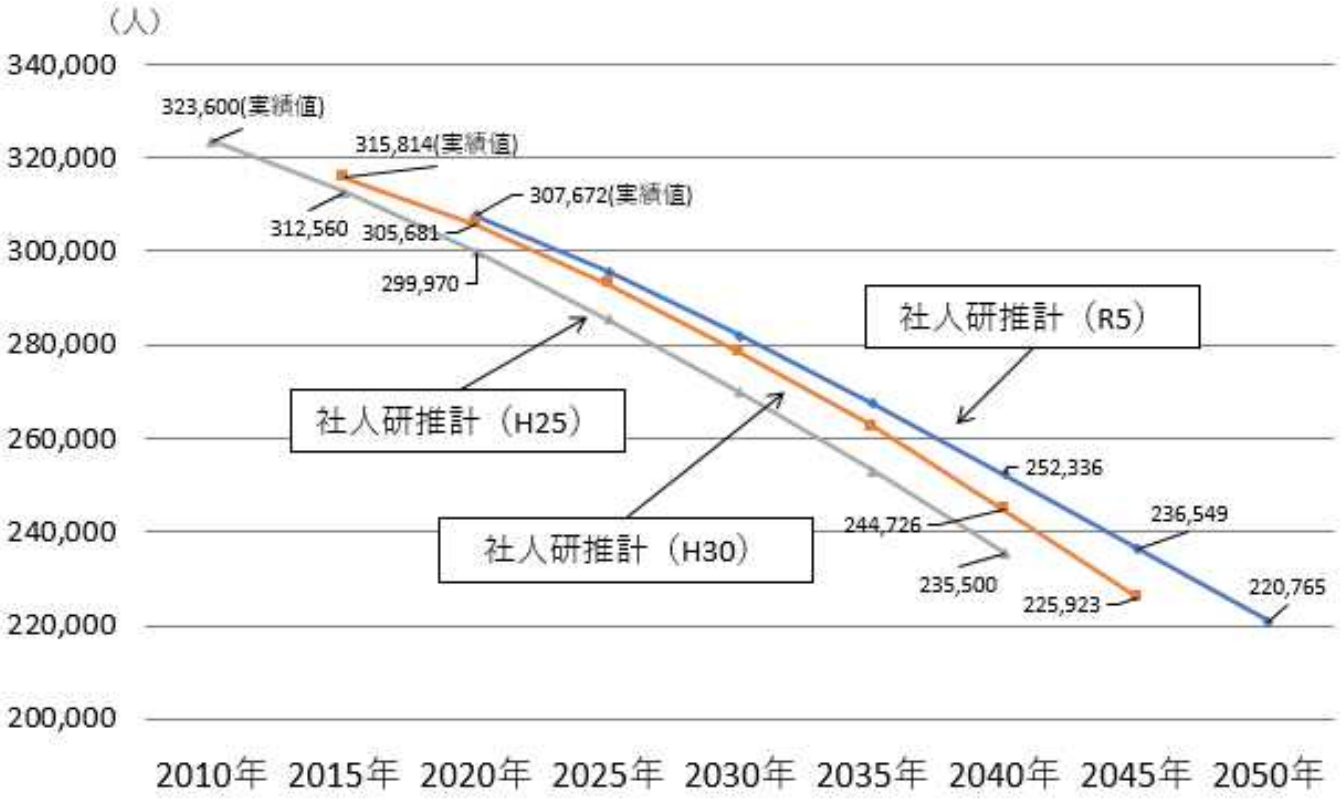

(2) 人口減少段階の分析

社人研推計を活用して、2020（令和２）年の人口を 100 とし、各年の年齢３区分別人口を指数化し、人口減少段階を分析した。

人口の減少は、「第１段階：老年人口の増加（総人口の減少）」「第２段階：老年人口の維持・微減」「第３段階：老年人口の減少」の３つの段階を経て進行するとされている。

本市においては、現時点では第１段階であるが、2030（令和 12）年頃に第２段階へ入ると推測される。

図表9　人口の減少段階

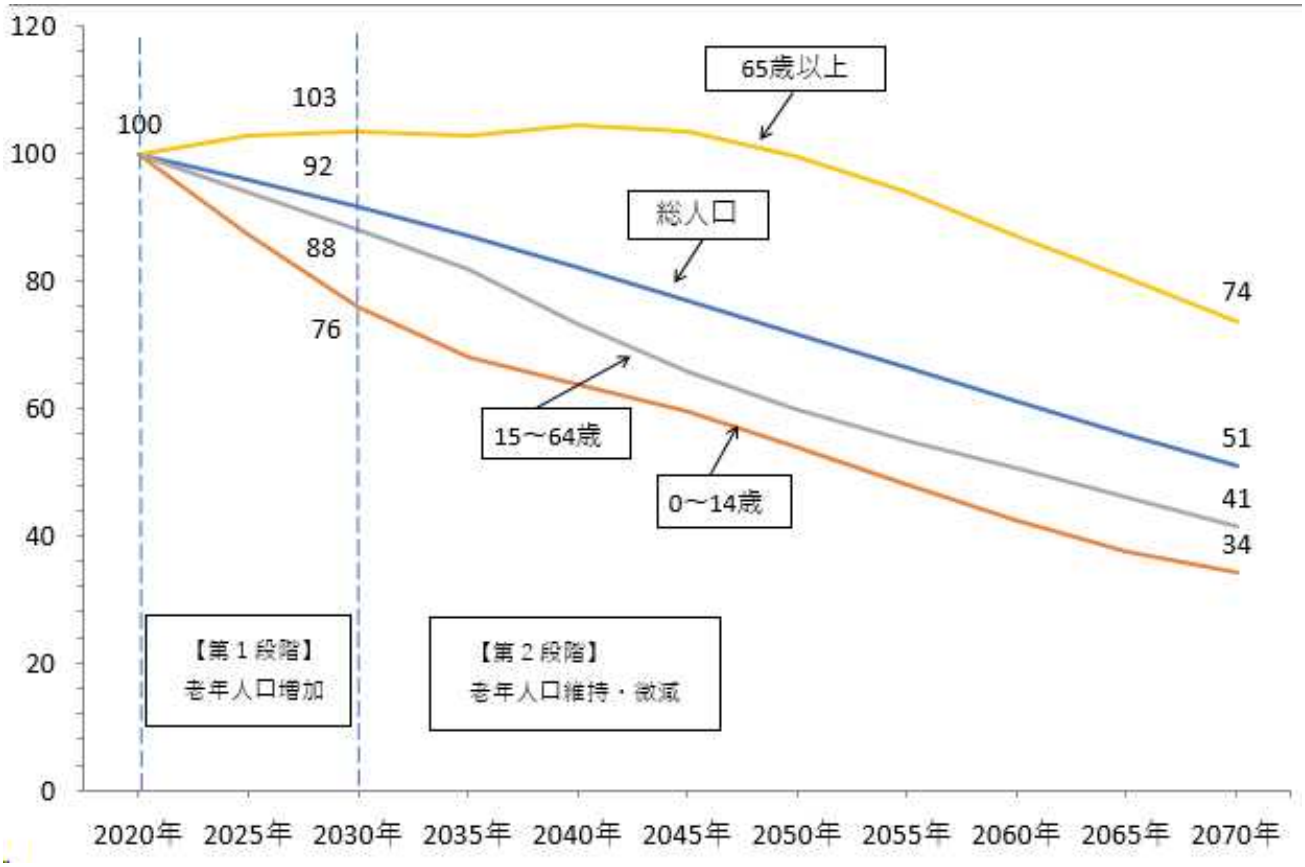

３　将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

人口の変動は、死亡を別にすると、出生と移動によって規定されるが、その影響度は地方公共団体によって異なる。例えば、すでに高齢化が著しい地方公共団体では、出生率が上昇しても出生数に大きな影響は想定されず、また、若年者が多く出生率が低い地方公共団体では、出生率の上昇は大きな影響をもたらすことが想定される。

このため、本市における施策の検討の参考となるよう、将来人口に及ぼす自然増減と社会増減の影響度を分析する。

(1) 自然増減、社会増減の影響度の分析

ア　本市の人口動態について、出生・死亡による「自然増減」と、転入・転出による「社会増減」のどちらが大きく影響しているか、社人研推計を使用し、次の条件でシミュレーションする。

シミュレーション１	：仮に、合計特殊出生率が上昇して2030（令和12）年に人口置換水準に達した場合の人口 →社人研推計と比較することで将来に及ぼす出生の（自然増減）の影響度を分析するためのシミュレーション
シミュレーション２	：仮に、合計特殊出生率が上昇して2030（令和12）年に人口置換水準に達し、かつ社会増減が±０となった場合の人口 →シミュレーション１と比較することで将来に及ぼす移動の（社会増減）の影響度を分析するためのシミュレーション

※人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと

ｱ)　社人研推計とシミュレーション１を比較することで、将来人口に及ぼす出生（自然増減）の影響度を分析することができる。

シミュレーション１は、人口移動に関する仮定を社人研推計と同じとして、出生に関する仮定のみを変えているものであり、シミュレーション１による 2050（令和 32）年の総人口を、社人研推計による 2050（令和 32）年の総人口で除して得られる数値は、仮に出生率が人口置換水準まで上昇した場合に 30 年後の人口がどの程度増加したものになるかを表しており、その値が大きいほど出生の影響度が大きい（現在の出生率が低い）ことを意味する。

ｲ)　次に、シミュレーション１とシミュレーション２を比較することで、将来人口に及ぼす移動（社会増減）の影響度を分析することができる。

シミュレーション２は、出生の仮定をシミュレーション１と同じとして、人口移動に関する仮定のみを変えているものであり、シミュレーション２による 2050（令和 32）年の総人口をシミュレーション１による 2050（令和 32）年の総人口で除して得られる数値は、仮に人口移動が均衡（移動が無い場合と同じ）となった場合に 30 年後の人口がどの程度増加（又は減少）したものになるかを表しており、その値が大きいほど、人口移動の影響度が大きい（現在の転出超過が大きい）ことを意味する。

「自然増減の影響度」

（シミュレーション１の2050（令和32）年の総人口／社人研推計の2050（令和32）年の総人口）の数値に応じて影響度を１～５で算出。

数値が大きいほど影響度が大きい。

100％未満＝「影響度１」、100～105％＝「影響度２」、
105～110％＝「影響度３」、110～115％＝「影響度４」、
115％以上＝「影響度５」

「社会増減の影響度」

（シミュレーション２の2050（令和32）年の総人口／シミュレーション１の2050（令和32）年の総人口）の数値に応じて、影響度を１～５で算出。数値が大きいほど影響度が大きい。

100％未満＝「影響度１」、100～110％＝「影響度２」、
110～120％＝「影響度３」、120～130％＝「影響度４」、
130％以上「影響度５」

（出典）「地域人口減少白書（2014年－2018年）」
（一般社団法人 北海道総合研究調査会、平成26(2014)年、生産性出版）

イ　この結果、本市は、自然増減の影響度が「３（影響度 105～110%）」、社会増減の影響度が「２（影響度 100～110%）」となっており、自然増減が本市の人口に比較的大きな影響を与えていることが分かる。

このため、出生率の上昇につながる施策により力を入れることが、人口減少の度合いを抑えること、さらには歯止めをかける上で効果的であると考えられる。

図表 10　自然増減・社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション１の2045年推計人口＝256,536（人） 社人研推計の2045年推計人口　　＝236,543（人） → 256,536（人）／236,543（人）＝108.5%	3
社会増減の影響度	シミュレーション２の2045年推計人口＝257,881（人） シミュレーション１の2045年推計人口＝256,536（人） → 257,881（人）／256,536（人）＝100.5%	2

（参考）現行の秋田市人口ビジョン（令和３年３月）策定時

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション１の2045年推計人口＝248,664（人） 社人研推計の2045年推計人口　　＝225,923（人） → 248,664（人）／225,923（人）＝110.1%	4
社会増減の影響度	シミュレーション２の2045年推計人口＝265,967（人） シミュレーション１の2045年推計人口＝248,664（人） → 265,967（人）／248,664（人）＝107.0%	2

⑵ 人口構造の分析

年齢３区分ごとに見ると、社人研推計と比較して、シミュレーション１においては「０～14 歳人口」の減少率は小さくなり、シミュレーション２においては、増加に転じることがわかる。

一方、「15～64 歳人口」と「65 歳以上人口」は、社人研推計とシミュレーション１、２との間でそれほど大きな差は見られない。

図表 11　推計結果ごとの人口増減率

単位：人

		総人口	0～14歳人口	うち0～4歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口
2020年	現状値	307,672	32,924	9,476	177,299	97,449
2050年	社人研推計	220,767	17,745	5,152	105,881	97,141
	シミュレーション1	245,370	31,484	9,869	116,745	97,141
	シミュレーション2	247,190	32,926	10,507	119,351	94,913

		総人口	0～14歳人口	うち0～4歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口
2020年→2050年増減率	社人研推計	−28.2%	−46.1%	−45.6%	−40.3%	−0.3%
	シミュレーション1	−20.2%	−4.4%	4.1%	−34.2%	−0.3%
	シミュレーション2	−19.7%	0.0%	10.9%	−32.7%	−2.6%

※「自然増減、社会増減の影響度の分析」のためのシミュレーション結果である。

別紙

「（仮称）若者の『希望と挑戦』応援プロジェクトチーム」の設置について

１　設置目的

次期総合計画の策定・推進を見据え、今後本市が取り組む「若者の希望と挑戦を応援するまちの推進」に関し、庁内横断的かつ一体的な体制のもとで施策の方向性や具体的取組を検討し、事業化につなげるためのプロジェクトチームを設置する。

２　プロジェクトチームの概要（案）

(1) 名称

（仮称）若者の『希望と挑戦』応援プロジェクトチーム

(2) 所掌事務

ア　若者応援施策の方向性の検討

イ　若者の意見を効果的に聴取するためのアプローチ方法の検討

ウ　若者応援施策の具体的内容の検討（例：若者の出会い、結婚、しごと、移住・定住、まちなかの大学生の増、大学生の交流の場の創出、大学生の移動手段の確保などに係る新規事業や既存事業の強化・見直しの検討）

エ　上記の検討を踏まえた担当部局による事業化

(3) 構成

総括者　　企画財政部次長

副総括者　子ども未来部次長

構成員　　関係課職員（課長・若手職員１名）

（関係課：企画調整課、人口減少・移住定住対策課、子ども総務課
商工貿易振興課、企業立地雇用課、交通政策課）

※今後必要に応じて追加

(4) 設置期間

令和７年７月～令和１３年３月（次期総合計画の終期まで）

(5) 事務局

企画財政部（企画調整課、人口減少・移住定住対策課）

３　その他

チームにおける検討結果については、子ども未来部との連携のもと、必要に応じて、今年度策定する「(仮称）秋田市こども計画」に反映していく。

総務委員会資料
令和７年６月２０日
財　　政　　課

秋田市中・長期財政見通しについて

１　目　的

○中・長期的な財政収支の見通しを明らかにすることにより、将来に向けた課題と対応を把握するとともに、財政運営の健全性を確保するための指針として活用する。

○「県都『あきた』創生プラン」に掲げた施策・事業を実施するうえでの財源的根拠とするとともに、「第４期・県都『あきた』改革プラン」に位置付けた財政健全化の目標達成に向けた取組を明示する。

○市民に対する財政状況の情報提供手段の一つとする。

２　期　間

令和８年度から17年度（10年間）

３　前提条件

○一般会計の７年６月補正後の予算をベースとする。

○現行の税財政制度および社会保障制度によることを基本としつつ、今後予定されている制度改正等を可能な限り反映させる。

４　試算の主な考え方

(1) 歳入

ア　市税

・個人市民税：内閣府試算の実質ＧＤＰ成長率に基づく影響や人口の減少のほか、給与所得控除の最低保障額引上げの影響を見込む。

・法人市民税：各機関の実質ＧＤＰ成長率予想平均に基づく影響を見込む。

・固定資産税：各年度の新・増築分および評価替えの影響等を見込む。

・事業所税：８年５月に公表の令和７年国勢調査結果（速報値）によって課税要件を喪失し、８年度は税収の一部を見込むが、９年度以降の税収は見込まない。

イ　地方譲与税等

・８年度以降同額を見込む。

ウ　地方交付税・臨時財政対策債

・税制改正や人口減少による測定単位減少の影響など、個別要素を積み上げて試算する。臨時財政対策債については、７年度地方財政計画を踏まえ、８年度以降の新規発行を見込まない。

［個別要素］

・８、13年度に人口減少による測定単位の影響を見込む。〔△1,686,881千円〕

・８、９年度に事業所税の課税要件喪失に伴う増額を見込む。〔＋279,037千円〕

・８年度に７年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の引き上げの影響を見込む。〔＋162,471千円〕

エ　国県支出金・市債（臨時財政対策債を除く）

・事業費に連動させて試算する。

(2) 歳出

ア　人件費

・採用数は、定年延長を踏まえ、役職定年数と同数程度の採用があるものと見込んで試算する。

・退職手当は、各年度の退職予定者の支給額の積み上げにより試算する。

イ　措置費

・生活保護費は、８年度は７年度予算額に過去５年間の被保護世帯数の伸び率平均を反映させるが、被保護世帯、被保護者数ともに横ばいの状況であることから、９年度以降は８年度と同額を見込む。

・障がい者保護費は、利用者の増加傾向を踏まえ、増加を見込む。

・私立保育所等給付費は、８年度以降は子どもの数の減少による給付費の減を見込む。

ウ　公債費

・既発債の元利償還額に新規発行分を加えて試算する。

エ　経常経費

・各年度前年度比△2.0％（一般財源ベース）を見込む。

オ　政策経費（大規模事業）

・事業着手済みのもののほか、現時点で実施が想定される事業（総事業費５億円以上）について、所要額を見込む。

カ　政策経費（大規模事業以外）

・８年度は、７年度での事業終了による減や今年度に実施する事業見直し等による減と、捻出した財源の一部を次期総合計画等の推進に活用することで、全体では一般財源ベースで前年度比△15.0％程度を見込む。

・９年度は一般財源ベースで前年度比△2.0％程度、10年度は前年度比△1.0％程度を見込む。なお、特別・企業会計繰出金等は、７年度と同程度を見込む。

(3) 基金の活用

・「第４期・県都『あきた』改革プラン」で掲げた積立額14億円（５年度から８年度）を公共施設の改修等に充てる。

秋田市中・長期財政見通し
（令和８-17年度）

令 和 ７ 年 ６ 月

企画財政部財政課

秋田市中・長期財政見通し （令和７年６月試算）

（単位：百万円、%）

区　分	７年度（予算）	８年度(試算)		９年度(試算)		10年度(試算)		11年度(試算)		12年度(試算)		13年度(試算)		14年度(試算)		15年度(試算)		16年度(試算)		17年度(試算)		７-17増減		区　分
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	増減額	増減率	
市税	45,617	44,879	△ 1.6	43,535	△ 3.0	43,534	0.0	43,473	△ 0.1	43,068	△ 0.9	43,030	△ 0.1	42,960	△ 0.2	42,549	△ 1.0	42,508	△ 0.1	42,470	△ 0.1	△ 3,147	△ 6.9	市税
地方譲与税等	11,624	11,615	△ 0.1	11,615	0.0	11,615	0.0	11,615	0.0	11,615	0.0	11,615	0.0	11,615	0.0	11,615	0.0	11,615	0.0	11,615	0.0	△ 9	△ 0.1	地方譲与税等
地方交付税	25,358	24,510	△ 3.3	24,616	0.4	24,493	△ 0.5	24,451	△ 0.2	24,402	△ 0.2	23,440	△ 3.9	23,427	△ 0.1	23,426	0.0	23,426	0.0	23,426	0.0	△ 1,932	△ 7.6	地方交付税
臨時財政対策債	－	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	－	0.0	0	0.0	臨時財政対策債
国庫支出金	26,736	24,374	△ 8.8	24,067	△ 1.3	24,355	1.2	24,609	1.0	24,491	△ 0.5	24,806	1.3	25,563	3.1	25,342	△ 0.9	23,595	△ 6.9	23,175	△ 1.8	△ 3,561	△ 13.3	国庫支出金
県支出金	10,518	10,433	△ 0.8	10,429	0.0	10,303	△ 1.2	10,180	△ 1.2	10,060	△ 1.2	9,944	△ 1.2	9,831	△ 1.1	9,721	△ 1.1	9,615	△ 1.1	9,511	△ 1.1	△ 1,007	△ 9.6	県支出金
市債（臨財債を除く）	10,611	8,757	△ 17.5	8,346	△ 4.7	8,209	△ 1.6	7,701	△ 6.2	5,347	△ 30.6	6,109	14.3	9,065	48.4	8,602	△ 5.1	4,774	△ 44.5	3,450	△ 27.7	△ 7,161	△ 67.5	市債（臨財債を除く）
その他	17,529	17,649	0.7	17,136	△ 2.9	17,545	2.4	16,826	△ 4.1	17,342	3.1	16,975	△ 2.1	17,994	6.0	17,314	△ 3.8	16,913	△ 2.3	16,980	0.4	△ 549	△ 3.1	その他
歳　入　合　計	147,993	142,217	△ 3.9	139,744	△ 1.7	140,054	0.2	138,855	△ 0.9	136,325	△ 1.8	135,919	△ 0.3	140,455	3.3	138,569	△ 1.3	132,446	△ 4.4	130,627	△ 1.4	△ 17,366	△ 11.7	歳　入　合　計
義務的経費	73,433	74,073	0.9	74,364	0.4	74,740	0.5	73,847	△ 1.2	74,584	1.0	74,097	△ 0.7	74,597	0.7	74,255	△ 0.5	73,633	△ 0.8	73,449	△ 0.2	16	0.0	義務的経費
人件費	23,578	24,094	2.2	23,842	△ 1.0	24,704	3.6	23,930	△ 3.1	24,662	3.1	24,385	△ 1.1	25,284	3.7	25,449	0.7	25,575	0.5	25,838	1.0	2,260	9.6	人件費
うち退職手当	258	1,198	364.3	200	△ 83.3	1,638	719.0	200	△ 87.8	1,233	516.5	200	△ 83.8	1,562	681.0	1,703	9.0	1,761	3.4	2,032	15.4	1,774	687.6	うち退職手当
措置費	36,207	36,540	0.9	36,905	1.0	36,770	△ 0.4	36,638	△ 0.4	36,508	△ 0.4	36,380	△ 0.4	36,255	△ 0.3	36,133	△ 0.3	36,013	△ 0.3	35,895	△ 0.3	△ 312	△ 0.9	措置費
公債費	13,648	13,439	△ 1.5	13,617	1.3	13,266	△ 2.6	13,279	0.1	13,414	1.0	13,332	△ 0.6	13,058	△ 2.1	12,673	△ 2.9	12,045	△ 5.0	11,716	△ 2.7	△ 1,932	△ 14.2	公債費
うち元金償還	12,749	12,489	△ 2.0	12,636	1.2	12,264	△ 2.9	12,259	0.0	12,384	1.0	12,317	△ 0.5	12,060	△ 2.1	11,669	△ 3.2	11,033	△ 5.5	10,727	△ 2.8	△ 2,022	△ 15.9	うち元金償還
経常経費	13,500	13,230	△ 2.0	12,966	△ 2.0	12,706	△ 2.0	12,452	△ 2.0	12,203	△ 2.0	11,959	△ 2.0	11,720	△ 2.0	11,486	△ 2.0	11,256	△ 2.0	11,031	△ 2.0	△ 2,469	△ 18.3	経常経費
政策経費	61,860	55,439	△ 10.4	53,891	△ 2.8	53,437	△ 0.8	53,058	△ 0.7	50,254	△ 5.3	51,454	2.4	55,797	8.4	54,719	△ 1.9	48,457	△ 11.4	46,855	△ 3.3	△ 15,005	△ 24.3	政策経費
大規模事業	5,618	7,071	25.9	6,496	△ 8.1	6,731	3.6	6,454	△ 4.1	3,747	△ 41.9	5,038	34.5	9,468	87.9	8,801	△ 7.0	2,616	△ 70.3	1,084	△ 58.6	△ 4,534	△ 80.7	大規模事業
大規模事業以外	56,242	48,368	△ 14.0	47,395	△ 2.0	46,706	△ 1.5	46,604	△ 0.2	46,507	△ 0.2	46,416	△ 0.2	46,329	△ 0.2	45,918	△ 0.9	45,841	△ 0.2	45,771	△ 0.2	△ 10,471	△ 18.6	大規模事業以外
うち特別・企業会計繰出金等	22,083	22,083	0.0	22,083	0.0	22,083	0.0	22,083	0.0	22,083	0.0	22,083	0.0	22,083	0.0	22,083	0.0	22,083	0.0	22,083	0.0	0	0.0	うち特別・企業会計繰出金等
歳　出　合　計	148,793	142,742	△ 4.1	141,221	△ 1.1	140,883	△ 0.2	139,357	△ 1.1	137,041	△ 1.7	137,510	0.3	142,114	3.3	140,460	△ 1.2	133,346	△ 5.1	131,335	△ 1.5	△ 17,458	△ 11.7	歳　出　合　計

収支不足額（財調・減債繰入）	△ 800	△ 525	△ 1,477	△ 829	△ 502	△ 716	△ 1,591	△ 1,659	△ 1,891	△ 900	△ 708	収支不足額（財調・減債繰入）
基金への積戻し等	200	200	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	基金への積戻し等

【基金の状況】

財調・減債基金残高見込	1,308	983	1,500	2,171	3,169	3,953	3,862	3,703	3,312	3,912	4,704	財調・減債基金残高見込
公共施設等整備基金積立額	700	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	公共施設等整備基金積立額
公共施設等整備基金充当額	151	410	410	100	100	100	100	100	100	0	0	公共施設等整備基金充当額
公共施設等整備基金残高見込	720	1,010	600	500	400	300	200	100	0	0	0	公共施設等整備基金残高見込

1　中・長期財政見通しの意義と目的

(1) 中・長期財政見通しの意義

本市の中・長期財政見通しは、将来にわたり安定的で持続可能な財政運営を見据え作成したものです。令和７年６月補正後の予算を基礎として、今後見込まれる歳入歳出の増減要素を一定の条件のもと推計し、８年度から 17 年度までの 10 年間における財政の姿を試算しています。

(2) 中・長期財政見通しの目的

①中・長期的な財政収支の見通しを明らかにすることにより、将来に向けた課題と対応を把握するとともに、財政運営の健全性を確保するための指針として活用します。

②「県都『あきた』創生プラン」に掲げた施策・事業を実施するうえでの財源的根拠とするとともに、「第４期・県都『あきた』改革プラン」に位置付けた財政健全化の目標達成に向けた取組を明示します。

③市民に対する財政状況の情報提供手段の一つとします。

(3) 財政見通し作成の前提条件

①一般会計の７年６月補正後の予算をベースとしています。

②現行の税財政制度および社会保障制度によることを基本としつつ、今後予定されている制度改正等については、現時点で把握しているものを可能な限り反映させています。

2　中・長期財政見通しの内容

(1) 歳入歳出の推移（８-17年度）

歳入は、地方交付税が微減傾向であることに加え、市税や市債等が減少することから、歳入全体として減少していくと推計しています。

歳出は、８年度以降は減少していくものの、13 年度から 15 年度までは、一般廃棄物処理施設の更新などにより増加するものと推計しています。

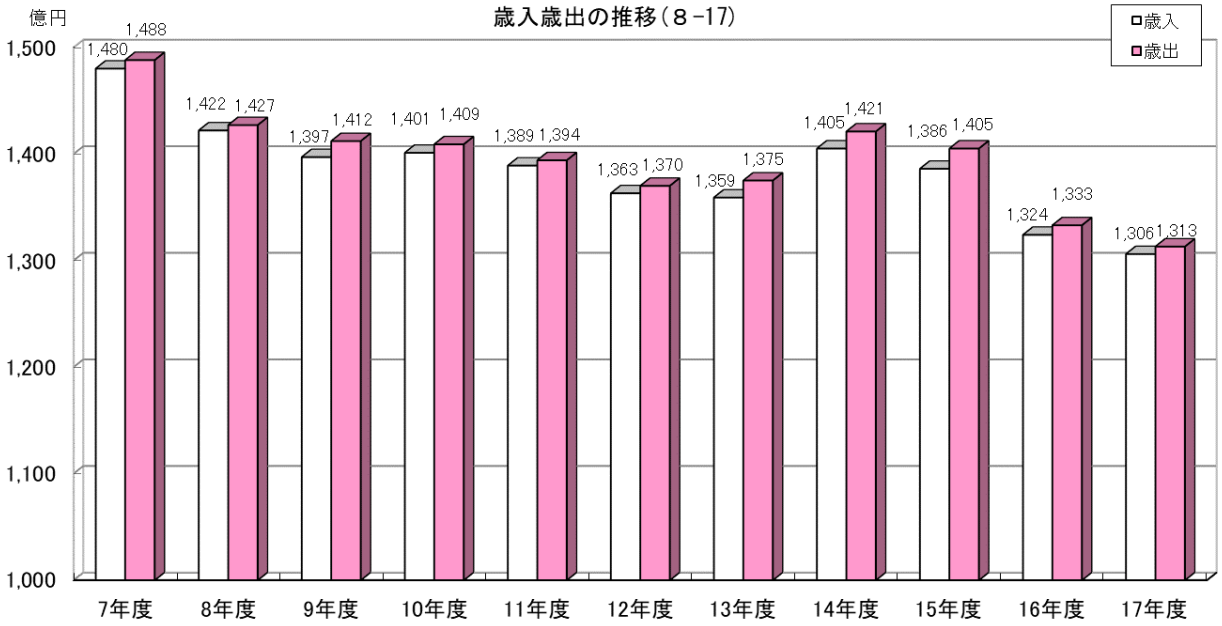

(2) 歳入の見通し（８-12年度）

①市税

事業所税の課税要件喪失により９年度まで減少し、以降は横ばいで推移すると見込んでいます。

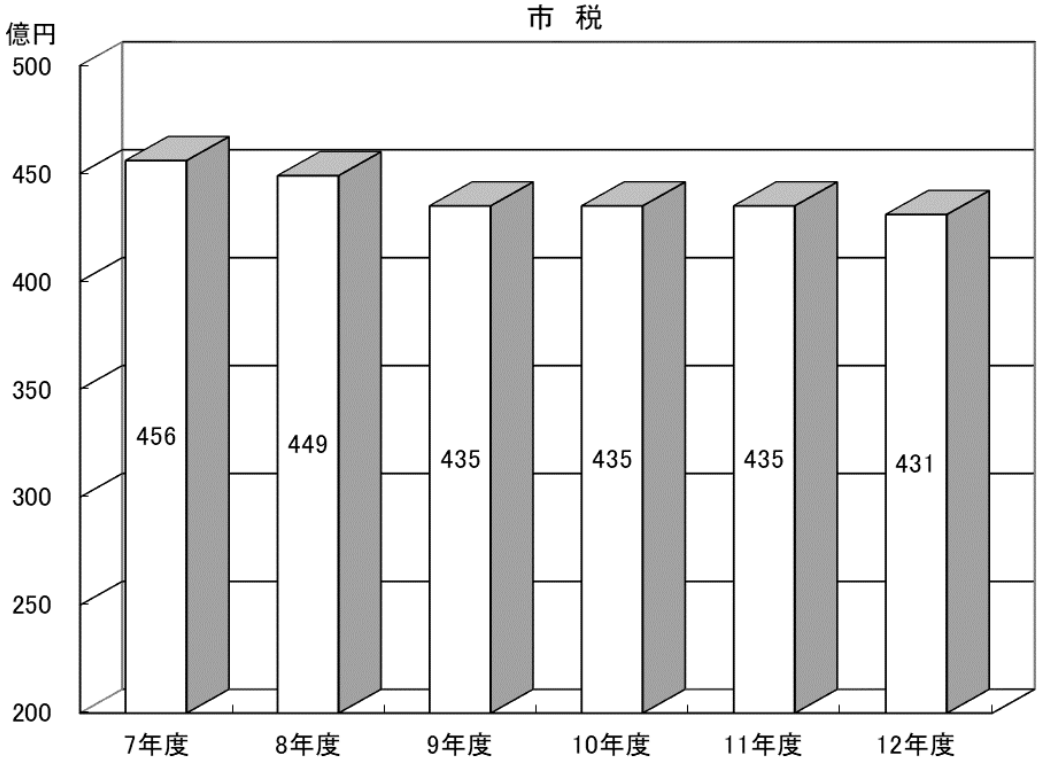

②地方交付税

８年度は人口減少に伴う測定単位減少等の影響により減少し、以降は横ばいで推移すると見込んでいます。

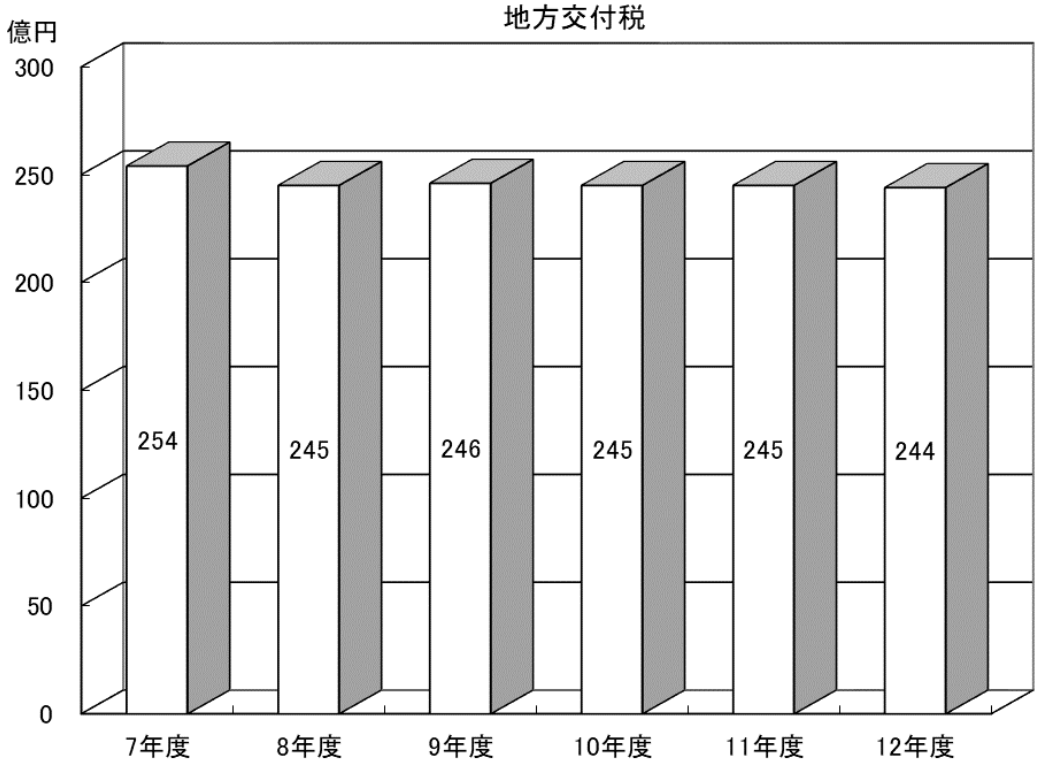

③市債

臨時財政対策債は、８年度以降の新規発行を見込んでいません。通常債は、施設整備・改修等の事業量に応じて推移し、８年度以降は減少すると見込んでいます。

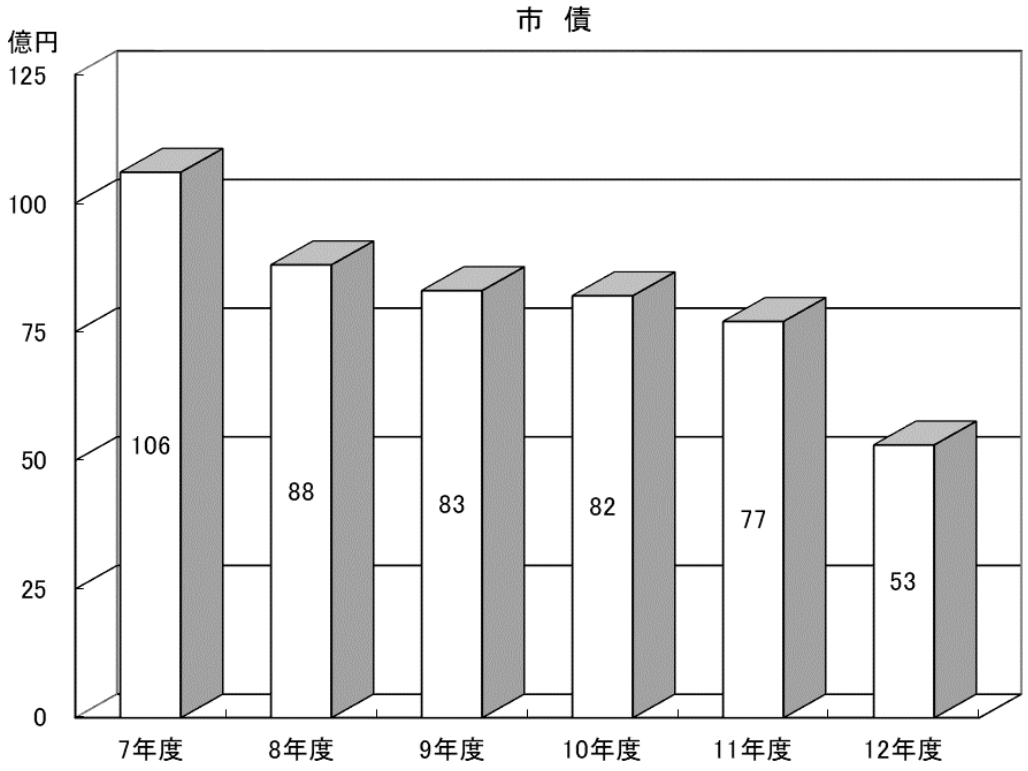

(3) 歳出の見通し（８-12年度）

①人件費

定年延長により退職手当は毎年度増減し、退職手当以外の人件費は、８年度以降微増を見込んでいます。

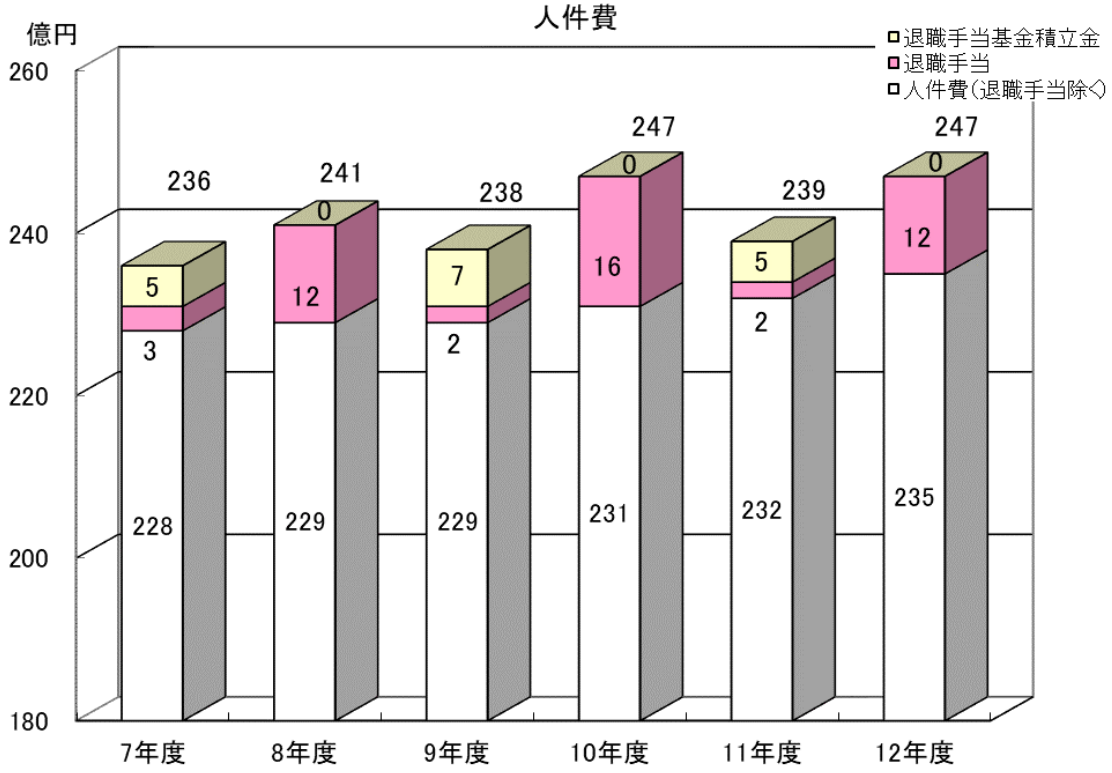

②措置費

障がい者保護費の増加を見込むものの、子どもの数の減少による私立保育所等給付費などの減少により、全体では横ばいで推移すると見込んでいます。

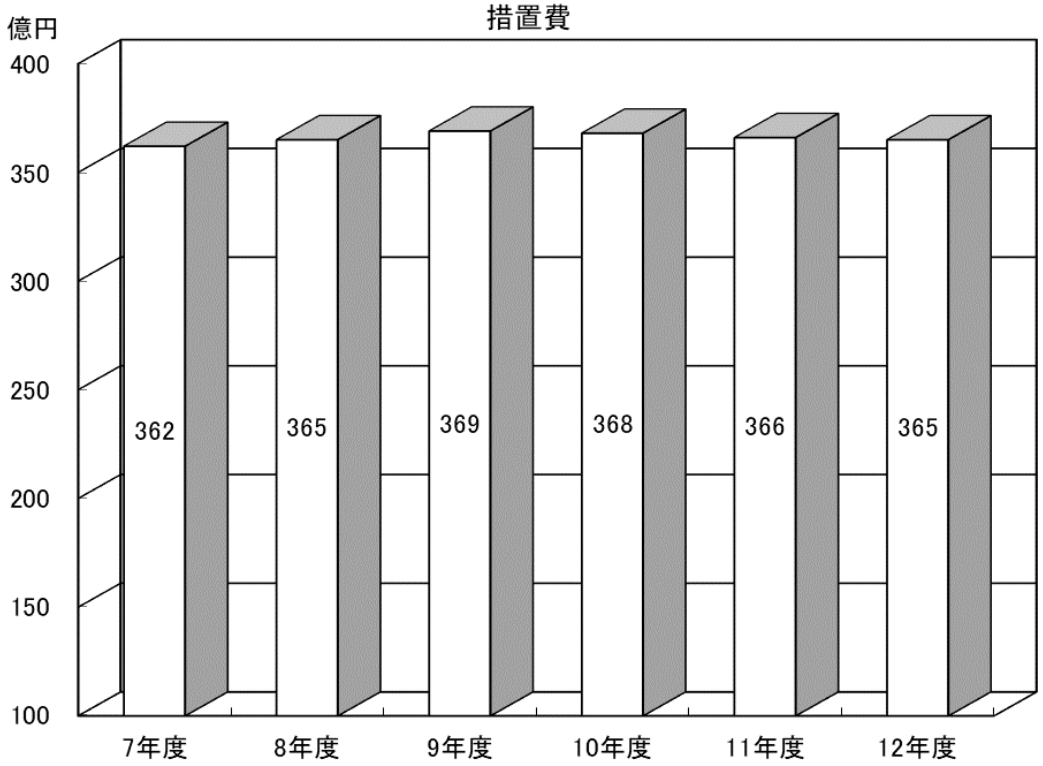

③公債費

過去に借り入れた市債の償還終了などにより、元金償還は微減を見込むものの、公債費全体では横ばいで推移すると見込んでいます。

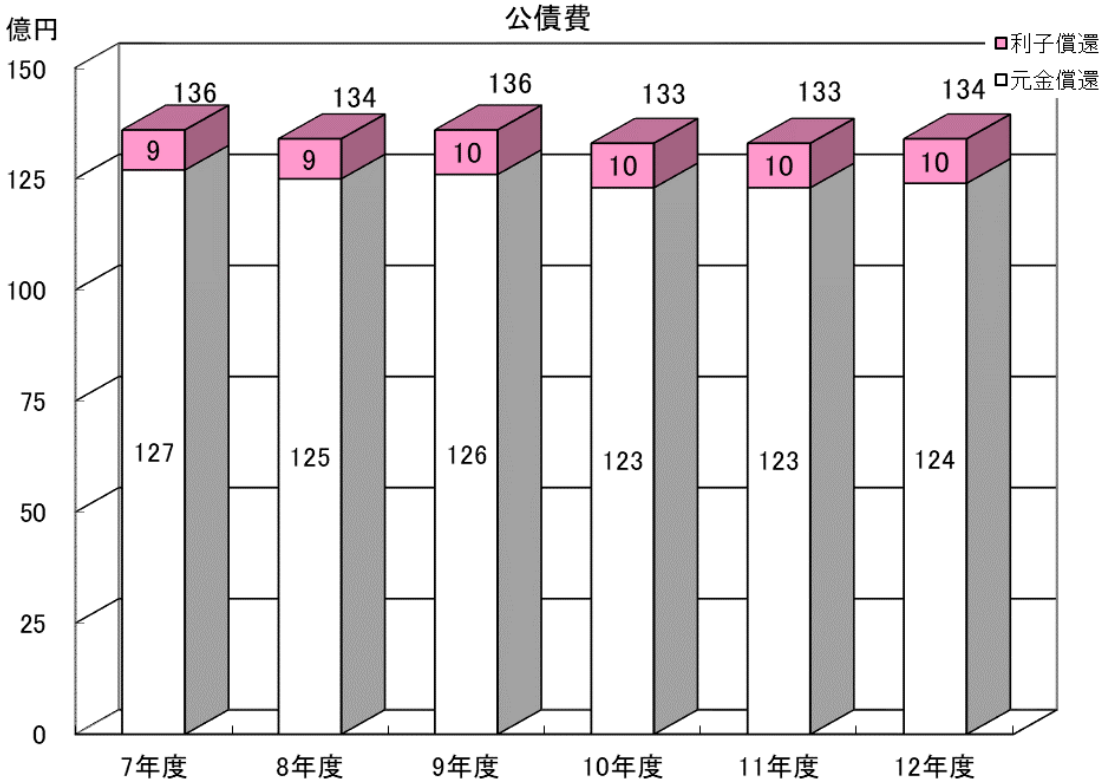

④経常経費

一般財源で前年度比△2.0%として見込んでいます。

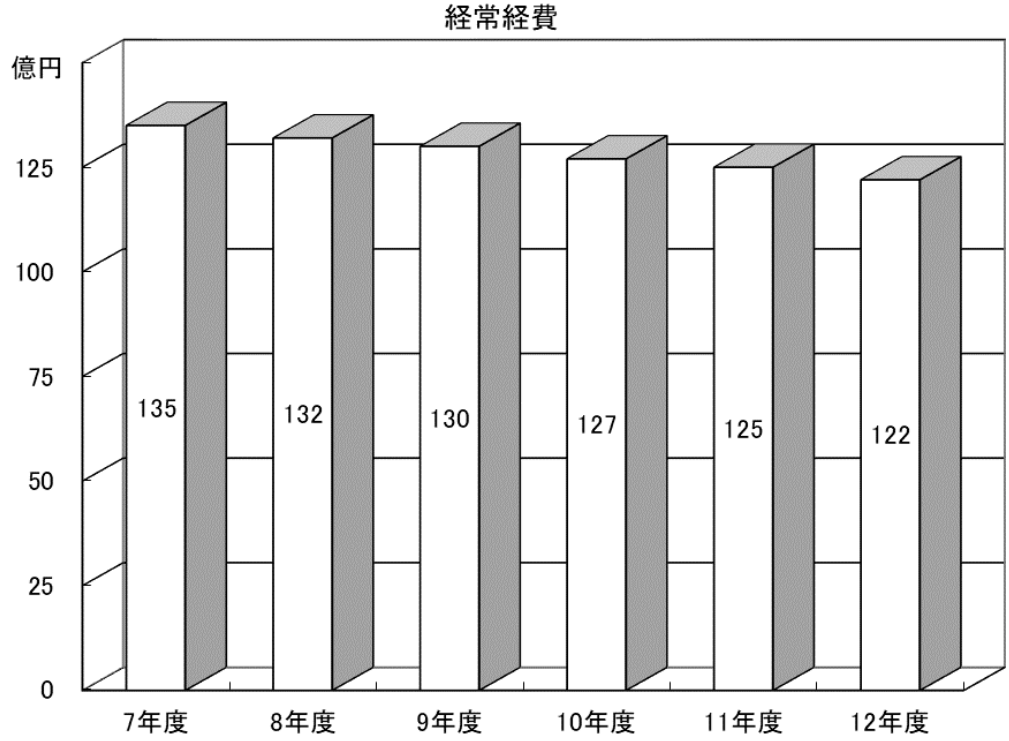

⑤政策経費

大規模事業は、雄和ふるさと温泉の大規模改修や秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校の整備などにより、11年度までは高い水準となっています。

大規模事業以外の政策経費は、特別会計・企業会計への繰出金等が７年度と同程度で推移すると見込んだほか、それ以外の経費は、事業見直しにより、８年度は減少を、９年度以降はほぼ横ばいで推移すると見込んでおり、政策経費全体としては減少すると推計しています。

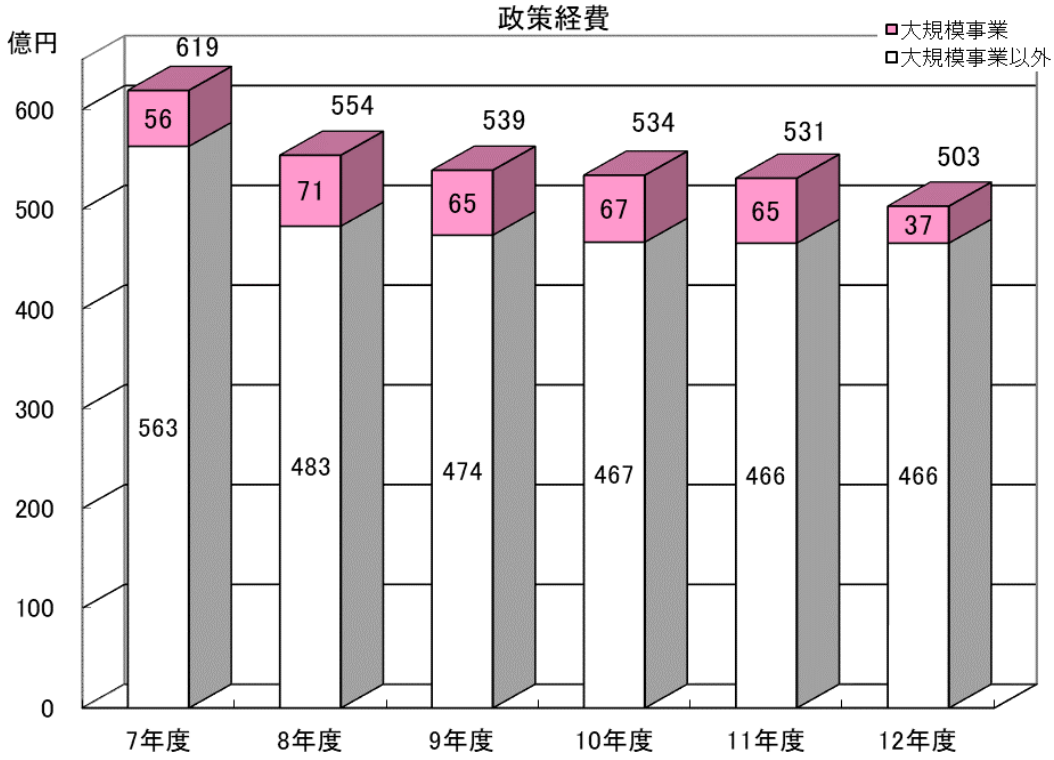

(4) 市債残高の見通し（８-12年度）

市債発行額の減少に伴い、市債残高も減少していく見込みです。

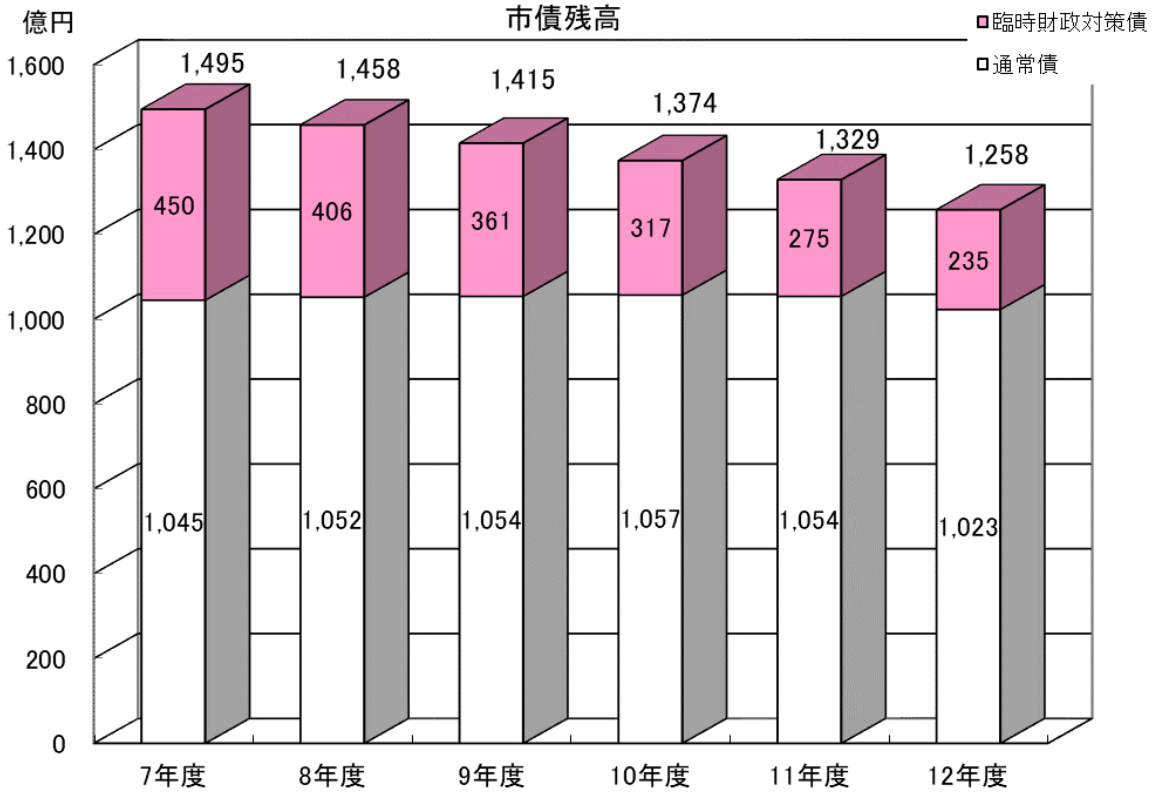

(5) 基金残高の見通し（８-12年度）

８年度以降、残高は回復するものと見込んでいます。

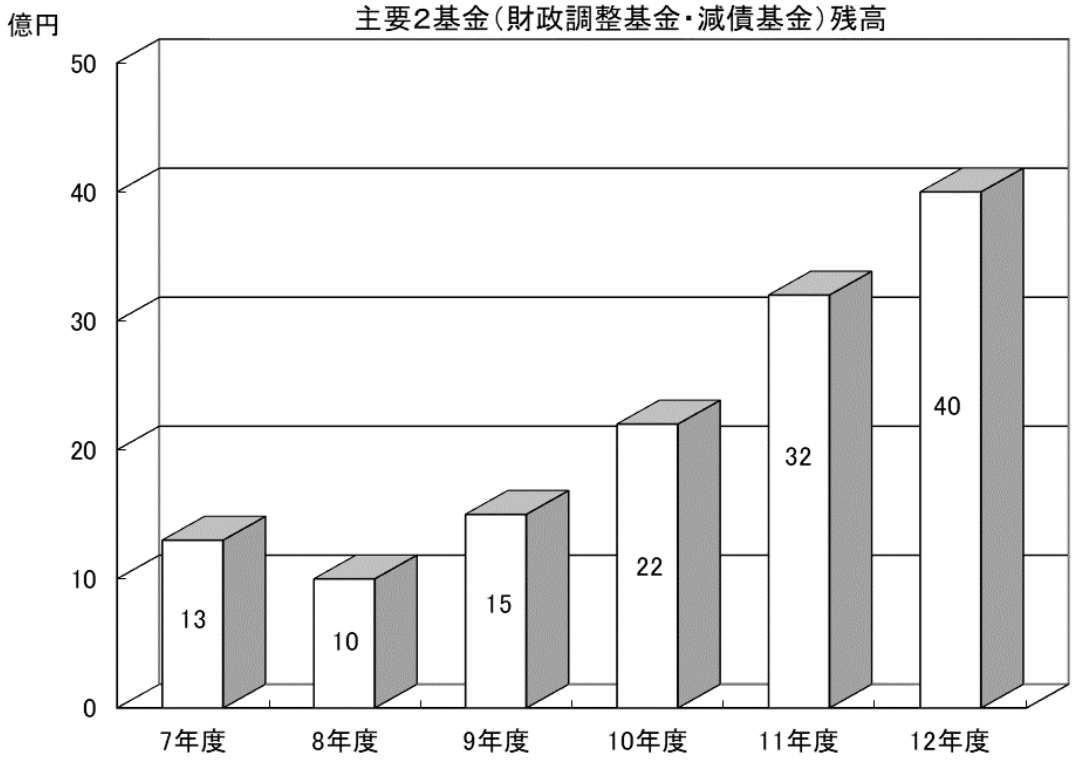

３　今後の財政運営

試算の結果、８年度以降は毎年度収支不足が生じており、財政調整基金および減債基金で収支不足を補てんしなければならない見通しである。

持続可能な財政運営のためには、新規財源の確保や国・県補助金等の特定財源を最大限活用することなどにより歳入確保に努めるほか、有効性、必要性の視点による不断の事業見直しや、業務の効率化による経費圧縮などの歳出の抑制により、収支の改善および財政調整基金の残高確保を図る必要があります。

中・長期財政見通しにおける大規模事業一覧

（単位：百万円）

No	部局名	事業名	全体事業計画（８～17年度）		
			事業費	特定財源	一般財源
1	企画財政部	水道事業会計出資金（仁井田浄水場更新分）	770	770	－
2	観光文化スポーツ部	雄和ふるさと温泉大規模改修事業	582	553	29
3	環境部	廃棄物処理施設整備事業	22,888	21,306	1,582
4	産業振興部	新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業	1,020	－	1,020
5	建設部	地方道路交付金事業（泉外旭川線）	5,235	4,964	271
6	建設部	地方道路交付金事業（川尻広面線）	1,363	1,289	74
7	建設部	秋田南大橋修繕事業	5,732	5,474	258
8	建設部	牛島車輌基地跨線橋修繕事業	1,591	1,519	72
9	都市整備部	土地区画整理会計繰出金	4,483	3,797	686
10	教育委員会	秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備事業	12,954	11,405	1,549
11	教育委員会	次世代型学校ＩＣＴ環境整備事業	889	－	889

注１）上記の大規模事業は、現在、実施に向けて予算措置、構想・計画策定等がなされている事業などを見込んだものであり、一部を除き現段階での概算額である。
また、事業実施の可否を決定したものではない。

総務委員会資料
令和７年６月２０日
財　　政　　課

令和８年度予算編成に向けた事業見直しについて

１　目的

財政調整基金の残高が減少傾向にあることに加え、令和８年度は、事業所税の課税要件喪失による歳入の減少が見込まれるほか、新たにスタートする次期総合計画に位置づける事業の財源を確保する必要があるため、８年度予算に向けて既存事業の見直しを実施する。

２　事業見直しの手法

⑴　対象経費

経常経費・義務的経費を除く全ての政策経費

※法定受託事務、公共・公用施設の維持管理費等は対象外

⑵　見直しの視点

①　有効性

事業の実施により、期待される効果が得られているか、課題解決や市民満足度の向上につながっているか。

②　必要性

市が引き続き実施すべき事業か、事業廃止によりどの程度市民生活へ影響を及ぼすか。

③　代替性・類似性

国・県等の事業又は民間企業等のサービスで事業目的を達成できないか。

⑶　見直しの手順

①　事業評価の実施

・部局による事業評価
・行財政改革実施会議による事業評価の審議
・市長による事業評価の決定

②　行政経営会議での審議

・前期（事業評価に基づき「継続」「見直し」「廃止」事業を決定）
・中間（前期での市長指示事項への対応を審議）
・後期（８年度予算査定）